

所内生活の手引

府 中 刑 務 所

目次

だい 第 1	はじめに	1
だい 第 2	いっばんこころえ 一般心得	2
だい 第 3	いちにち せいかつ 一日の生活	3
だい 第 4	しつない こころ え 室内の 心得	1 0
だい 第 5	けいしつこう かい し じちようさ し どう 刑執行開始時調査と指導	1 7
だい 第 6	せいげん かんわ 制限の緩和	1 9
だい 第 7	ゆうぐう そ ち 優遇措置	2 2
だい 第 8	さぎよう 作業	2 6
だい 第 9	かいぜんし どう 改善指導	3 2
だい 第 10	きようかし どう じしゆがくしゅう しよせきとう とりあつか 教科指導、自主学 習、書籍等の取 扱い	3 5
だい 第 11	じ こ けいやく さ ぎようおよ よ か かつどう えんじよ 自己契約作 業 及び余暇活動の援助	4 1
だい 第 12	しゅうきようじよう こう い およ えんじよ きようかい 宗 教 上 の行為及び援助 (教 誨)	4 5
だい 第 13	けい じ し せつ し さつ い いんかい 刑事施設視察委員会	4 7
だい 第 14	きゅうたい よ ひん 給 貸与品	4 8
だい 第 15	しぶつ とりあつか 私物の取 扱い	5 2
だい 第 16	い りようおよ ほ けんえいせい 医 療 及び保健衛生	5 6
だい 第 17	めんかい しんしよ はつじゆ た 面会、信書が発受、その他	6 0
だい 第 18	しょうばつ 賞 罰	6 7
だい 第 19	ふ ふくもうした 不服 申 立て	7 0
だい 第 20	しゃかいふっ き 社会復帰	7 9
だい 第 21	こくみんねんきん 国民年金	8 1
だい 第 22	じどう しゃうんでんめんきょこうしん 自動車運転免許更新	8 6
だい 第 23	せんきょけん こう しとう 選挙権の行使等	8 7
第 24	むすび	8 8

だい
第1 はじめに

あなたは、^{きょう}今日から^{ふちゅうけいむしょ}府中刑務所で^{せいかつ}生活することになりました。^{けいむしょ}刑務所は、あなたたちの^{けい}刑を^{しっこう}執行するところであり、^{かいぜんこうせいおよ}改善更生及び^{えんかつ}円滑な^{しゃかい}社会^{ふつき}復帰を図るための^{ばしょ}場所です。

あなたは、この^{けいむしょ}刑務所で^{せいかつ}生活している^{あいだ}間を通じて、^{じぶん}自分の^{おか}犯した^{つみ}罪に^{せいじつ}誠実に^む向き^あ合い、^{しんけん}真剣に^{はんせい}反省を^にするとともに、^に二度と^{はんざい}犯罪に^て手を^そ染めることなく、^{けんぜん}健全な^{しゃかい}社会の一員として^い生活していくため^{ぐたいてき}具体的な^{けいかく}計画を立て、^{じしん}自信をもって^{しゅつしょ}出所していくことが^{きたい}期待されています。

^{とうしょ}当所では、あなたたちが^{かいぜんこうせい}改善更生と^{えんかつ}円滑な^{しゃかいふつき}社会復帰に向けて^む真剣な^{しんけん}努力^{どりよく}を^{かぎ}することを^{おうえん}できる限り^{じぶん}応援します。あなたたちも^お自分の^{たち}置かれている^ば立場を^{じかく}自覚し、^ひ日々の^{せいかつ}生活を送るよう^{おく}心掛^{こころが}けてください。

この「^{しょないせいかつ}所内生活の手引」は、^{とうしょ}当所で^{せいかつ}生活していく^{うえ}上であなたたちに^し知^しっておいてもらいたいことをまとめたものです。^{じかん}時間があるときによく^よ読んで、^{けいむしょ}刑務所での^{せいかつ}生活をあなたたちの^{じんせい}人生にとって、^{すこ}少しでも^{ゆういぎ}有意義なものとするよう^{つと}努めてください。

なお、^わ分からないことは、^{じぶんかって}自分勝手に^{はんだん}判断することなく、^{さだ}定められた^{ほうほう}方法により、^{しょくいん}職員に^{かくにん}確認するようにしてください。

だい 2 いっぱんこころえ
第2 一般心得

しょないせいかつ い か こころえ じゅんしゅ せいかつ
所内生活における以下の心得を遵守して生活してください。

1 しょないせいかつ しゅうだんせいかつ じぶんかって かんが す つね しゅうだん いち
所内生活は集団生活ですから、自分勝手な考えを捨て、常に集団の一
いん じかく こうどう
員である自覚のもとに行動すること。

2 だれ たい ことばづか たいど き つ れいぎ おも ちつじょただ こうどう
誰に対しても言葉遣いや態度に気を付け、礼儀を重んじ秩序正しく行動
すること。

3 か こ せいかつたいど はんせい げんざい しゅうようせいかつ こんご しゃかいせい
過去の生活態度を反省するとともに、現在の収容生活を今後の社会生
かつ やくだ しょうらい せいかつせつけい つね かんが せいかつ
活に役立てるよう、将来の生活設計を常に考えて生活すること。

4 かくじん せいかく しんじょう せいいくれき せいかつかんきょうおよ しゅうよう
あなたたちは、各人の性格、信条、生育歴、生活環境及び収容され
いた げんいん こと じかく つね あいて たち
るに至った原因などが、それぞれ異なっていることを自覚し、常に相手の立
ば りかい さんちょう あ せいかつ
場を理解し、尊重し合って生活すること。

5 ひと たが びょうどう たちば しゃかいてき はいけい
あなたたちは、人として互いに平等な立場にあるので、社会的な背景を
しょない も こ たにん ゆうえつ たちば つく してき しゅうだん
所内に持ち込んで他人より優越した立場を作ろうとしたり、私的な集団を
つく
作ったりしないこと。

6 じぶん じゅうしょ かぞく しめい でんわばんごうとう たにん し
自分の住所や家族の氏名、電話番号等を他人に知らせないこと。

7 けいむしょ けんり こうし えんじょ もうしで さい げんそく がん
刑務所では、権利の行使や援助の申出などをする際には、原則として願
せん ねが ごと もう で つか ようし しよめん さくせい しょく
箋(願い事を申し出るために使う用紙のこと。)という書面を作成して職
いん ていしゅつ がんせん かなら じぶん か じぶん か
員に提出すること。願箋は必ず自分で書くこと。自分で書くことのでき
ひと しょくいん もう で だいひつ しゅうい ひと たの
ない人は職員に申し出て代筆してもらうようにし、周囲の人には頼まない
こと。

なお、がんせん ていしゅつ こうじょう きょしつ さだ
願箋を提出するときには、工場や居室ごとに定められている
うけつけじかん ていしゅつ
受付時間に提出すること。

8 ほこうちゅう りょうて しぜん の ぜんご ふ うでぐ
歩行中は、両手を自然に伸ばして前後に振り、腕組みをしたり、ポケッ
て い た こい かた ふ はきもの ひ
トに手を入れたり、その他故意に肩を振ったり、履物を引きずるなど、だら
ある かた たにん いあつ ある かた ふたり いじょう
しない歩き方、他人を威圧するような歩き方をしないこと。また、二人以上
ある しょくいん しじ したが せいれつ せいぜん ほこう
で歩くときは、職員の指示に従い整列して整然と歩行すること。

- 9 服装は、定められたとおりに着用し、名札は所定の位置に必ず付けること。許可なく裸になったり、鉢巻きをしたり、タオルを首に掛けたり、その他だらしのない格好をしないこと。
- 10 他人から、暴行されたり、不正なことを勧められたり、不当なことを要求されたときは、すぐに職員に申し出ること。
- 11 所持を許可されていない物を所持したり、作ったりしないこと。これらの物が発見された場合には、没収又は廃棄されることがあるので、承知しておくこと。
- 12 持主の分からない物や不審な物を発見した場合は安易に拾ったりせず、直ちに職員に知らせること。
- 13 火災や周囲の人の急病など、身の回りに変わったことがあったときは、直ちに職員に知らせること。
- 14 技術指導者その他の外部の人に対し、物品や金銭を要求したり、授受したりしないこと。
- 15 この手引、また、それ以外で分からないことがあるときは、職員に尋ねてその指示を受けること。
- 16 この手引に書かれていないことであっても、職員から指示されたことには素直に従うこと。

第3 一日の生活

刑務所での毎日の生活は、表1「被収容者動作時限表」に従わなければなりません。あなたたちは、社会内では自分のペースで生活していたかもしれませんが、刑務所で集団生活を営む以上、食事、就寝などの時間を皆と一緒にしなければなりません。起床、食事などの時間帯は、チャイム、放送、職員の号令等で知らせます。決められた時間内に行動するよう努めてください。

へいじつ 平日		きゅうじつ 休日	
き しょう 起 床	6:45	き しょう 起 床	7:20
せいそう せいとん 清掃・整頓 せんめん てんけん 洗面・点検	6:45～7:05	せいそう せいとん 清掃・整頓 せんめん てんけん 洗面・点検	7:20～7:40
ちょうしょく 朝 食	7:05～7:35	ちょうしょく 朝 食	7:50～8:10
しゅつ しつ 出 室	7:35～8:00		
さ ぎょうかいし 作 業 開 始	8:00 (7:40)		
きゅうけい 休 憩	9:50～10:00		
ちゅうしょく 昼 食	12:00～12:20 (11:20～11:40)	ちゅうしょく 昼 食	12:00～12:30 (11:30～12:00)
きゅうけい 休 憩	14:30～14:40		
さ ぎょうしゅうりょう 作 業 終 了	16:40 (16:20)		
にゅう しつ 入 室	16:40～16:50		
てん けん 点 検	16:50～17:00	てん けん 点 検	16:30～16:40
ゆう しょく 夕 食	17:00～17:30 (16:20～16:50)	ゆう しょく 夕 食	16:40～17:10 (16:00～16:30)
きょしつせいそう 居室清掃	17:30～17:40	きょしつせいそう 居室清掃	17:10～17:20
かりしゅうしん 仮 就 寝	18:00	かりしゅうしん 仮 就 寝	18:00
しゅう しん 就 寝	21:00	しゅう しん 就 寝	21:00

(注) 1 ()内の時限は、居室内で作業を行う人の動作時限である。

2 うんどう じ かん げんそく へいじつ ごぜんまた ご ご じっし じかんたい
運動時間は、原則として平日の午前又は午後に実施することとしているが、時間帯
については、就 業 場所ごとに 順 次変更される。

- 3 矯正指導日については、別途定める。
- 4 休日の午後1時から同3時までは午睡時間とする。
- 5 その他、上記時限表は、一般的な一日の動作時限を示したもので、工場及び居室棟における動作時限は、出室順、運動、入浴等のため必要がある場合や、養護的処遇を受けている人等については、一部変更される場合がある。

以下に、表 1 の時間帯において、あなたが何をしなければならないのか、どんな点に留意すればよいのかを簡単に説明します。後ほど、それぞれの場面で注意しなければならないことなどを更に詳しく説明しますが、ここでは、特に、平日における一日の生活の流れを理解してください。

1 起床

(1) 起床のチャイムが鳴るまでは、他人の睡眠の妨げにならないよう、目が覚めていても布団の中にいること。

なお、日の出後に目が覚め、読書をする場合、就寝している人に迷惑とならないよう心掛けること。

(2) 起床のチャイムが鳴ったならば、すぐに起きて、寝具を定められた位置にきちんと片付け、洗面と室内の掃除をすること。その後、すぐに点検の時間になるので、用事が済んだら、所定の位置に座って点検の合図を待つこと。

2 点検

点検は、あなたが指定された居室にいるか、健康状態に異常はないかを確認するために行うものなので、以下の要領で受けること。

(1) 点検は、原則として毎日、朝と夕の2回行うので、それぞれ、①「点検待機」の放送で、服装を正して話をやめ、居室内の所定の位置に座り、②「点検用意」という職員の号令で、点検準備をした上、職員の点検を待つこと。また、点検の際には、正座又は安座で座ること。ただし、正座も安座もできない場合には、できる姿勢で座ること。

(2) 職員が「点検」と号令を掛け、居室ごとに「番号」と号令を掛けたら、番号を唱えること。朝は、単独で居室に収容されている人は、「1」と唱え、他の人と一緒に居室に収容されている人は、「1、2、3、4」というように順番に一連番号を唱え、夕はそれぞれが自分の称呼番号を唱えること。

(3) 「点検なおれ」と職員が号令を掛けるまでは、静かに待っていること。

3 食事

(1) 食事は、定められた位置に座って食べること。食事の際に同じ居室のひとと会話をすることは差し支えないが、食べ物が口に入った状態で話をすることは他人に不快感を与えるおそれがあるので、注意すること。

(2) 自分の食事を他人に分け与えたり、他人の食事をもらったりしないこと。

(3) 食べ残した食事は、室内に残しておいたり、便所や洗面台に流したり、窓から外に捨てたりせず、必ず残飯として出すこと。

4 居室と工場等との往復、身体衣類の検査

(1) 居室から工場等へ向かう際、工場等から居室に戻る際には、衣類をきちんと着用し、二人以上の方が一緒に歩行する場合には、整列した状態で移動すること。職員が号令を掛けて整列行進を指示した場合には、これに従って行進すること。また、職員が整列行進を指示していない場合においても、移動する際には、走ったり、脇見をしたり、話をしたりせず、前後左右のひととぶつかったりしないように十分注意すること。

(2) 工場の更衣室において、更衣及び身体衣類の検査を行うので、更衣室では、話をせず、速やかに衣類を着脱し、職員の指示に従って検査を受けること。身体の検査を受ける際には、職員に自分の称番号をはっきりと言うこと。

なお、身体衣類の検査は、居室と工場等との往復の際だけでなく、職員が必要と認める場合にはいつでも実施するので、その際には職員の指示に従って検査を受けること。

5 作業開始

始業の前には、工場ごとの状況に応じて、準備体操、始業点検などを行い、作業は、職員の号令又はチャイムによる「作業始め」の合図で

かいし 開始するので、しよくいん 職員^{し じ}の指示に^{したが}従って、しんけん と く 真剣に取り組むこと。

6 休憩

きゆうけい 休憩は、しよくいん 職員^{あい ず}の合図により^{かいし}開始し、^{また}又は^{しゅうりょう}終了するので、しよくいん 職員から
「さぎょう 作業^{ごうれい か}やめ」の号令が掛かったら、すぐに^{さぎょう}作業をやめ、しよくいん 職員^{じんいん}による人員
てんこ 点呼その他の^た点検^{てんけん}を受けること。また、しよくいん 職員から「せいれつ 整列」の号令が掛かっ
たら、^{しよてい}所定の位置に^{い ち}整列し、じんいん 人員^{てんこ}点呼その他の^た点検^{てんけん}を受けた^{あと}後、^{さぎょう}作業を開
始^しすること。

7 作業終了

しよくいん 職員^{ごうれい}の号令による「さぎょう 作業^{あい ず}やめ」の合図ですぐに^{さぎょう}作業をやめ、しゅうい 周囲^{かた づ}を片付
けたり^{そう じ}掃除をし、^{さぎょうよう ぐ}作業用具を^{しよてい}所定の場所^{ば しょ}に^{しゅうのう}収納するためにしよくいん 職員^{てんけん}の点検を
受^うけること。

8 余暇時間

ひしゅうようしゃどう さ じげんひょう さだ 被収容者動作時限表に定めのない^{じ かんたい}時間帯は^{よ か じ かん}余暇時間であり、^{げんそく}原則として
きよしつない 居室内で、^{じゅう}自由な時間^{じ かん}を^す過ごすことができるが、^{おおごえ}大声や^{そうおん}騒音^だを出したり、
たとえ^{あくい}悪意がなかったとしても^{た にん}ふざけて他人に^{めい わく}迷惑^かを掛けるようなことな
く、^{こうどう}行動すること。

9 仮就寝

かりしゅうしん 仮就寝の開始はしよくいん 職員^{ごうれい また}の号令又は^{い こう}チャイムとなり、これ以降は^{きよしつない}居室内で
ね 寝^{ひと}ている人がいるので、しゅうい 周囲^{ひと}の人に^{はいりょ}配慮^{こうどう}した行動^{こうどう}をすること。

なお、しゅうしん 就寝^{さい}の際は、^{しんぐ}寝具^{しよてい}を^{ば しょ}所定の場所^しに敷くこと。

おって、かりしゅうしん 仮就寝時間^{き せつ}は、^{へんこう}季節^{しやうち}などにより^{しやうち}変更^{しやうち}することもあるので、^{しやうち}承知^{しやうち}しておくこと。

10 就寝

しゅうしん 就寝時間前^{しゅうしん じかん まえ}には、^{しつない}室内の^{しょうめい}照明^{げんとう}が^{ほうそう}減灯^とされ、^{ほうそう}テレビや^とラジオの^{ほうそう}放送も止
まるので、^{しよてい}所定の位置に^{い ち}寝具^{しんぐ}を敷いて、^し床^{とこ}に^つ就くこと。

11 その他

- (1) 一人の職員が多くの人に対応していることから、職員の指示にあなたがその場で異議を唱えることを認めると、施設の運営に支障をきたす可能性があるため、職員の指示には素直に従うこと。もちろん、私たちは、職員の指示が不当であると感じたならば、後刻、定められた方法により、不服や苦情を申し立てることができるので、承知しておくこと。
- (2) 刑務所の中では、たとえお互いに同意の上であったとしても他の人と物品のやり取りはしないこと。また、刑務所の中では物品をきちんと管理する必要があるので、自分の物であっても勝手に加工したり、壊したり、捨てたりしないこと。

だい 4 室内の心得

居室は、あなたが睡眠や休息を取ったり、余暇時間の大半を過ごす場所です。あなたたちには、この刑務所にいる間、自分が生活する居室が割り当てられます。居室には、同時に複数の人が使用することを前提に作られた共同室と一人の人が使用することを前提に作られた単独室とがあります。居室の割り当てについて、いろいろと希望があるかもしれませんが、建物設備に限りがある以上、希望どおりの居室があなたたちに割り当てられるとは限りません。施設の状況により、単独室を二人の人で使用してもらうこともあるかもしれません。また、居室の割り当ては、突然変更されることもありますので承知しておいてください。

居室のある建物（居室棟）では、大勢の人が生活しており、音や振動などを立てると他の人に不快感を与える場合があります。そのような日常生活におけるトラブルを防止するとともに、職員が被収容者全員の安全で平穏な生活を確保するため、あなたが居室で生活する際に留意してもらいたいことを、以下に説明します。

- 1 室内は、きれいに掃除し、紙くず、ちりなどは、備付けのくずかごに入れること。他の人と一緒に居室に収容されている場合には、掃除、食事の用意、食後の片付けなどは、皆で協力して行うように心掛けること。居室に備え付けられた備品類、給貸与された物品、私物等は、丁寧に取り扱い、居室内は、きちんと整理整頓すること。また、備品類のリストが居室の壁面に貼ってあるので、居室を割り当てられた際に、足りないものがないか確認すること。備品類が足りなかったり、壊れている場合は、そのままにせず、職員に申し出ること。

- 2 居室内の整頓要領等の詳細については、別添写真のとおりとするが、その他以下の事項に留意すること。

(1) 点検のときは、机を居室の脇に片付けること（出室待ち、入室のとき）

きも^{おな}同じ。) 。

(2) テレビは、^{きょうどうしつ}共同室では^{してい}指定された^い位置で、^{たんどくしつ}単独室では^{きょしつないちゅうおうふきん}居室内中央付近の^い位置で^{かんしやう}観賞すること。

(3) ^{しゅつしつ}出室のときには、^{つくえ}机を^{きょしつ}居室の^{わき}脇に^お置き、^{うえ}その上に^{ざら}パン皿、ポット、やかんなどを^お置くこと。

(4) ^し敷き布団は^{ぶとん}三つ折り、^み掛け布団は^お四つ折り、^か毛布、^{ぶとん}敷布は^よ八つ折りに^おして置くこと。

(5) ^たその他^{きょしつとう}居室棟の^{こうぞうじやう}構造上の^{さい}差異等により、^{きょしつない}居室内の^{せいとんようりやうとう}整頓要領等が^{じゃつかん}若干異なる^{こと}場合などについては、^{ばあい}職員が^{しよくいん}別途^{べつとし}指示するので、^しその^じ指示に^{したが}従うこと。

3 ^{すいどう}水道は、^{そうじ}掃除、^{しよつきあら}食器洗い、^{せんめん}洗面や^{てあら}手洗いなどのために^{せっち}設置しているので、^{つね}常に^{せつすい}節水に^{つと}努め、^{まど}窓の外に^{そと}水を^{みず}まいたり、^{みず}水で^{もの}物を^ひ冷やしたり、^{みず}水を^{なが}流し^{ばな}っ放しにしたりしないこと。^{きょしつない}居室内では、^{きよ}許可なく、^{あたま}頭や^{からだ}体を^{あら}洗ったり、^{せんたく}洗濯を^{しよくいん}したりしないこと。また、^{みと}職員が^{ばあい}認めた^{のぞ}場合を除き、^{みず}タオルを^{みず}水で^{からだ}ぬらして^{かお}身体や^ふ顔を^{にゅうよく}拭くことも^{せんたく}しないこと。^{のち}入浴や洗濯については、^{せつめい}後に説明する。

4 ^{べんじょ}便所や^{せんめんじょ}洗面所の^{はいすいかん}配水管は^つ詰まりやすいので、^{いぶつ}異物を^{なが}流したり、^しちり紙^い以外^{がい}の紙を^{かみ}便所で^{べんじょ}使ったりしないこと。^{つか}

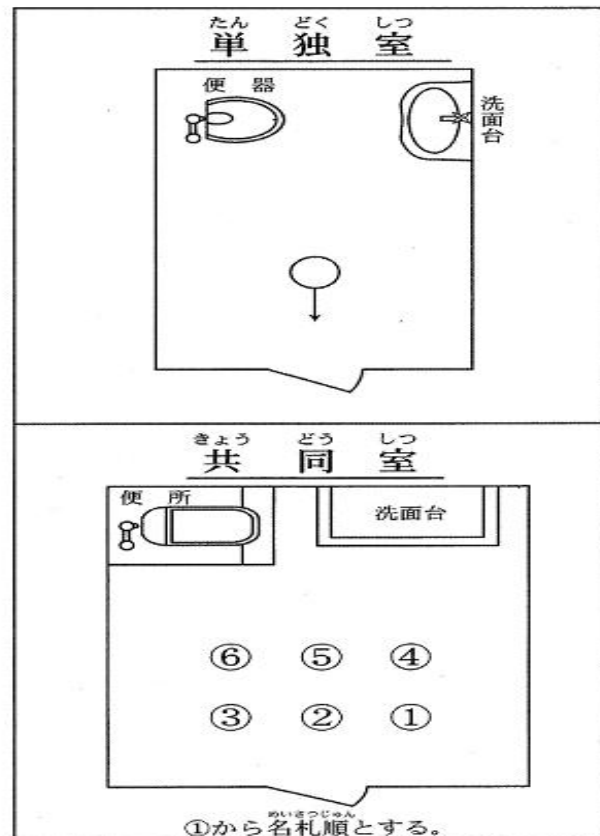
5 ^{しよくいん}職員に^{がんせん}願箋の^{こうふ}交付など何かを^{なに}願い^{ねが}出る^で必要がある^{ひつよう}場合には、^{ばあい}無言で^{むごん}報知^{ほうち}器を^き降ろし、^お職員が^{しよくいん}応対する^{おうたい}まで^ま待っていること。^{ようけん}あなたたちからの^き用件を^{しよくいん}聞くため^{おうたい}職員が^{さい}応対した^{じんていかくにん}際には、^{しょうこばんごう}人定確認を^{しめい}するので、^の称呼番号、^{うえ}氏名を^{もうしで}述べた上、^{ひとり}申出を^{しよくいん}すること。^お一人の^{ひと}職員が^{あいて}多くの人を^お相手に^{あいて}しているで、^{しよくいん}すぐに^こ職員が^{おおごえ}来ないからといって、^だ大声を^{しよくいん}出すなどして^よ職員を^よ呼んだりしないこと。^{かさい}ただし、^{どうしつしゃ}火災や^{きゅうびやう}同室者の^{いっこく}急病など、^{あらそ}一刻を^{きんきゆう}争う^{ようけん}緊急の^よ用件の^{ばあい}場合には、^{おおごえ}大声で^{しよくいん}職員を^よ呼ぶこと。

6 ^{きょしつ}居室の中であっても、^{なか}服装は^{ふくそう}きちんと^{ちゃくよう}着用し、^{きよ}許可なく、^{はだか}裸になった

り、タオルを^{くび}首に^か掛けたりするなどの^{ふていさい}不体裁な^{かつこう}格好をしないようにすること。
また、^{しょくいん}職員が^{しめい}あなたたちの^{かくにん}氏名を確認し^{なふだ}やすいように^{しよてい}名札を^い所定の^ち位置に^{かなら}必ず^つ付けること。

- 7 ^{てんけん}点検を受けるときは、^う次の^{つぎ}図1の^す位置で、^{いち}入り口に向^いかって^{ぐち}座^むること。また、^{きょうどうしつ}共同室では、^{めいさつじゅん}名札^{すわ}順に座ること。

ず
図 1



- 8 ^{きょしつない}居室内では、^{しゅうしんじ}就寝時に^{しんぐ}寝具を^し敷く^{いち}位置、^{にっちゅう}日中に^{しんぐ}寝具を^た畳んで^お置く^{いち}位置、^{つくえ}机を^お置く^{いち}位置、^{すわ}座る^{いち}位置などが^き決められているので、^{じゅんしゆ}遵守すること。これは、^{まちが}あなたが^{きょしつない}間違^{しょくいん}いなく^{たん}居室内に^{かん}いる^{かくにん}かどうかを^{しょくいん}職員が^{たん}短時間^{かん}に^{かくにん}確認できるようにするために必要なことであり、^{ひつよう}ひいては^{あんぜん}あなたたちの^{あんぜん}安全を^{かくほ}確保するために必要な^{ひつよう}対応^{たいおう}でもあるので、^{きょうりよく}協力^{とく}すること。特に^{ようじ}用事^{しよくいん}もないのに^た立った^{ろうかがわ}まま^{かべ}でいたり、^よ廊下^か側の^{すわ}壁に^{しよくいん}寄り掛^{しよくいん}かって^{しよくいん}座^{しよくいん}ることは、^{しよくいん}職員の^{しさつ}視察^{さまた}の^{おこな}妨^{むよう}げ^{かいひ}になるので、^{むよう}行^{かいひ}わないこと。また、^{むよう}無用な^{かいひ}トラブル^{かいひ}を^{かいひ}回避^{かいひ}するため、^{ろうか}廊下^{じょうきょう}の^{きょしつ}状^{そと}況^{ある}を^{ひと}うかが^{ちゅうし}ったり、^{ちゅうし}居室^{ちゅうし}の外^{ちゅうし}を^{ちゅうし}歩^{ちゅうし}いている^{ちゅうし}人^{ちゅうし}を^{ちゅうし}注視^{ちゅうし}したりし

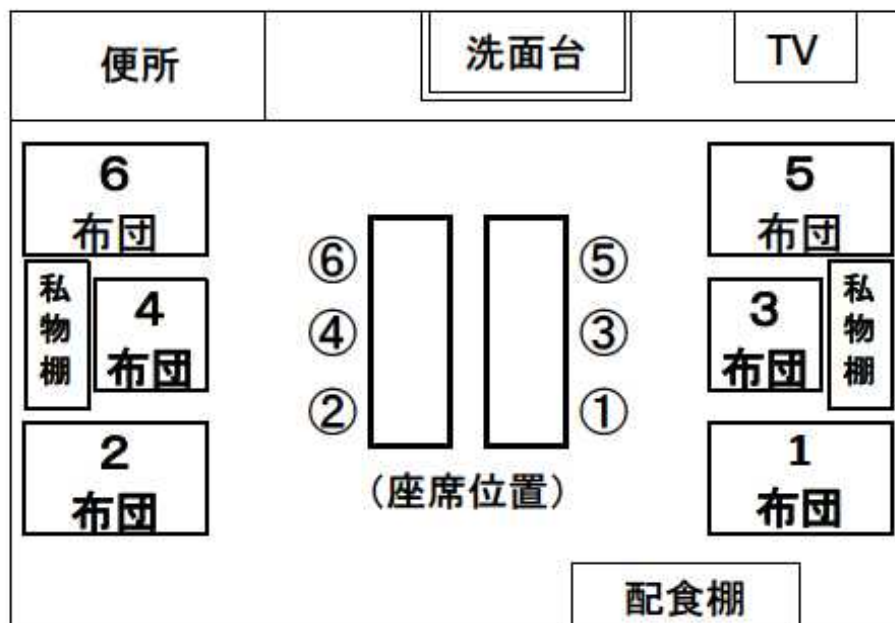
ないこと。

なお、在室中の座席位置は、次の図2及び図3のとおりとする。

(1) 共同室では、図2のとおり、原則として名札順（点検を受ける順）

に食卓に向かって座ること。囲碁、将棋をする場合には、廊下側の机上で
行い、観覧者は居室の扉に背を向ける位置に座らないこと。

図2 共同室の座席及び布団の整頓位置

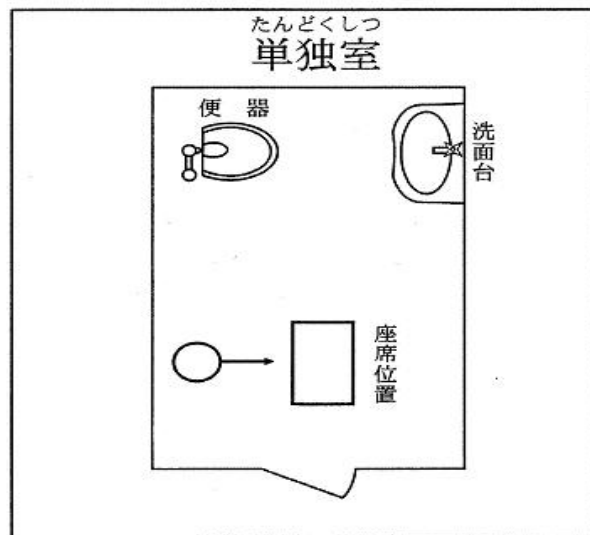


(2) 昼夜単独室では、原則として図3のとおり、西側に正対し、机に向か

って座ること。作業を行う場合も、原則として、同様の位置に座って行

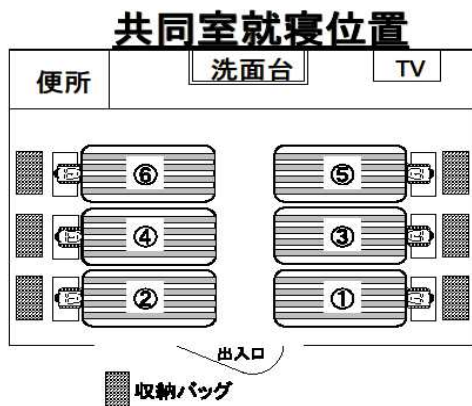
うこと（図3は、東4棟・5棟、西4棟1階の例）。

ず ちゅうやたんどくしつ ざせき い ち
図3 昼夜単独室の座席位置

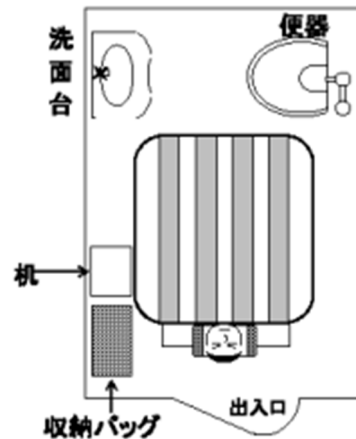


- (3) 閉居罰を受けている人は、原則として点検を受ける位置で入り口に向
かって座ること。一時的に足や腰が痛くなった際に、背伸びをしたり、足
を伸ばしたりすることまで禁止するものではないが、居室内をうろうろと
歩き回ったりしないこと。内省を深め、過去の行状を反省するようにす
ること。
- 9 室内で使用を許可された衣類や日用品、書籍などは、同室者との間でも
貸したり与えたりしないこと。使えなくなったタオル、歯ブラシ、その他日
用品は、勝手に処分せず職員に申し出てから交換すること。廃棄したいと
きはその手続をとること。
- 10 居室や廊下に設置されているスピーカー、電灯、スイッチ、居室の名札な
どには、みだりに触れないこと。
- 11 就寝時又は許可された場合を除いて、勝手に布団、毛布などの寝具を使用
しないこと。
- 12 就寝の位置及び順番は、図4のとおりとする。勝手に変更しないこと。

図4 (1) 共同室就寝位置



(2) 単独室就寝位置



- (注) 1 共同室で布団を並べる順番は、名札の順番とする。
- 2 単独室で布団を敷く位置は、入り口扉から30センチメートル以上離れた位置とする。
- 3 就寝方向は図4のとおりとするが、テレビを視聴する場合は、頭部を反対側に向けて寝ることを認める。

13 就寝中は、次の事柄を守ること。

- (1) 定められた位置に就寝すること。
- (2) 衣類、本、娯楽用具などは、就寝時刻の前に定められた位置に整頓しておき、減灯後の就寝時間中は、本を読んだり、話をしたり、みだりに起きて立ち歩かないこと。
- (3) 布団や毛布で顔を覆って寝ないこと。。
- (4) 勝手に毛布を敷布代わりにしたり、毛布や敷布を腹に巻いて寝たりしないこと。
- (5) 暑くても裸で寝るようなことはせず、許可された場合を除き、パジャマを着用すること。
- (6) 他人の布団に手足を入れたり、一緒に寝たりしないこと。

14 窓に衣類、タオル、雑巾などを干したり掛けたり、窓際に物を置いたりしないこと。

- 15 交談こうだんを許ゆるされる時間じかんでも、他人たにんの勉強べんがく、読書どくしょ、テレビ・ラジオ視聴しちょうなどの
邪魔じゃまになるような大声おおごえで話はなしをしたり、騒音そうおんを立てたたりしないこと。

だい けいしつこうかいし じ ちょうさ しどう
第5 刑執行開始時調査と指導

しんにゆう じ か こ ふ かえ しょうらい ただ ころがま けいかく た
新 入時は、過去を振り返り、将 来への正しい心 構えと計画を立てるの
もつと よ きかい じぶん み つと
に 最 も良い機会ですから、自分をしっかり見つめるよう努めてください。ま
た、この時期に、身体検査や各自の身 上についての細かな調査が行 われま
すが、これは、あなたたちの所内生活及びその後の社会復帰に必要な指導、
しえん もくてき おこな い か けいしつこうかいし じ ちょうさ しどう
支援を目的として行 われるものです。以下に刑執行開始時調査と指導につ
いて、その流れと注意事項を説明するので、よく読んで留意してください。

1 入 所すると、まず単独室に収 容され、そこで刑執行開始時調査が行 わ
れ、その後、原則として訓練工 場において2 週 間の刑執行開始時の指導
を受けることとなる。刑執行開始時調査では、職 員が面接をしてあなたた
ちのいっしんじょう じこう ひきう じょうきょう くわ しつもん
ちの一 身 上の事項や引受けの 状 況 について、詳しく質問するので、あな
たたちも心配事があれば遠慮なく申し述べること。これは、あなたたちの
しよないせいかつ かん ほうしん き しゃくほうご さいはんぼうし
所内生活に関する方針を決めたり、釈放後の再犯防止につなげたりするた
めたいせつ ちょうさ ま じ め おう
めの大切な調査なので、真面目に応じること。

2 刑執行開始時 調 査及び刑執行開始時の指導の期間は、一定の作業を通
じてさぎょう できせい いよく しら こうじょう で けんこう きそくただ
て作業の適性や意欲を調べるとともに、工 場へ出てから健康で規則正し
い生活を送れるよう、生活指導や集 団行動訓練などを行 うので、真面目
と く
に取り組むこと。

3 刑執行開始時の指導の期間には、職 員や外部 協 力 者から、所内生活
こころえ ざいしよちゅう ひつよう じ ころ ころが
の心得や、在所 中 における必要な事項、更生のため心 掛けなければなら
ないことなどについてこうわ りかい しゃかいふつき そな く
いのない落ち着いた所内生活に励む心 構えを作ること。

4 刑執行開始時調査及び刑執行開始時の指導が終わるまでに処遇審査会
ひら ちょうさ さぎょう しどう じ ようす さんこう さぎょう きよしつ
が開かれるが、これは、調査や作業・指導時の様子を参考にして、作業や居室
しえてい た しゃくほうご せいかつせつけい ふく てきせつ しょぐう
の指定、その他、釈放後の生活設計まで含めたあなたたちの適切な処遇
ほうしん き ひら しょうほうしん
方針を決めるために開かれるものである。このようなあなたたちの処遇方針

のことを「処遇要領」と呼び、「処遇要領」を決める上では、あなたたちの希望も参考にするが、処遇上、作業上、保安上の必要性等から、希望どおりになるとは限らないことに加え、処遇要領によって、あなたが取り組む作業や教育、指導等が指定されるので、その指定に従って所内生活を送るよう努めること。

- 5 この手引には国民年金制度の概要が書いてあり、刑執行開始時の指導でも概要を説明するが、釈放後の生活に必要なものなので必ず目を通しておくこと。

だい 第6 制限の緩和

しょうないせいかつ かん おお し く ひと せいげん かんわ せいど
所内生活に関する大きな仕組みの一つとして「制限の緩和」という制度
があります。あなたがしょうないせいかつ おく うえ きりつおよ ちつじょ い じ
生活を送る上で、規律及び秩序を維持する
ため、あなたのせいかつ こうどう さまざま ば めん せいげん
生活や行動は様々な場面で制限されますが、この制度
は、そういった制限を、せいげん すこ ゆる
少しづつ緩やかなものにしていくというものです。
とうしょ かいぜんこうせい いよく しゃかいせいかつ てきおう のうりよく
当所においても、あなたの改善更生の意欲、社会生活に適応する能力
とう しん さ せいげんくぶん してい
等を審査し、制限区分を指定します。

せいげん く ぶん せいかつ きょしつ きょうせいしやうとう う
制限区分によって、あなたが生活する居室や矯正処遇等を受ける
ば しょ にちじょうせいかつ せいげん こと
場所、日常生活における制限などが異なったものになります。

1 せいげんくぶん せいかつ こうどう たい せいげん かんけい 制限区分と生活や行動に対する制限との関係

せいげんくぶん だい しゅ だい しゅ だんかい だい しゅ ひと
制限区分は、第1種から第4種までの4段階があります。第4種の方は、
せいかつ こうどう せいげん おお せいげんくぶん だい しゅ だい しゅ じょうい
生活や行動の制限が多く、制限区分が第3種、第2種と上位になるにつれ
しだい せいげん ゆる かくせいげんくぶん ちが ひょう
て次第に制限が緩やかになります。各制限区分ごとの違いは、おおむね表
2のとおりです。

ひょう せいげんくぶん せいかつ こうどう たい せいげん かんけい
表 2 制限区分と生活や行動に対する制限との関係

	だい しゅ 第1種	だい しゅ 第2種	だい しゅ 第3種	だい しゅ 第4種
きょしつ 居室	じゅんかいほうてき 準開放的 きょしつ 居室	いっばんきょしつ 一般居室	いっばんきょしつ 一般居室	いっばんきょしつ 一般居室
きょうせいしょぐうとう じっし 矯正処遇等の実施 ばしょ 場所	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	しゅ こう 主として工 じょう きょうしつとう 場、教室等	げんそく 原則として きょしつとうない 居室棟内
じ こ けいやくさぎょう 自己契約作業	げんそくきょか 原則許可	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査	こべつしんさ 個別審査
ききょうどうさ じかんたい 起居動作の時間帯	しゅうしんじこく 就寝時刻を へんこう 変更するなど へんこうか 変更可	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり
い たいそうけん 衣体捜検	とく ひつよう 特に必要な ばあい 場合のみ	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり	げんそく 原則どおり

2 せいげんくぶん してい へんこう 制限区分の指定と変更

せいげんくぶん けいしつこうかいし じ しどうしゅうりょうご かいぜんこうせい
制限区分は、刑執行開始時の指導終了後に、あなたたちの改善更生の
いよく しゃかいせいかつ てきおう のうりょくとう しんさ けつてい けいしつこうかいし
意欲、社会生活に適応する能力等を審査して決定されます。刑執行開始
じ しどう お つうじょう だい しゅ してい かいぜんこうせい
時の指導を終えると、通常は第3種に指定されます。ただし、改善更生の
いよく いちじる ひく しゅうだんしょぐう こんなん せいかつたいど ふりよう とう
意欲が著しく低い、集団処遇が困難である、生活態度が不良である等
しよてい きじゅん がいとう みと ばあい だい しゅ してい
所定の基準に該当すると認められた場合には、第4種に指定されます。ま
た、にゅうしょうとうしょ しょくいん しどう したが ばあい ただ だい しゅ
た、入所当初から職員の指導に従わない場合などには、直ちに第4種
してい
に指定することがあります。

ご とうしょ きょうせいしょぐう とりくみじょうきょう せいかつ
その後は、あなたたちの当所における矯正処遇への取組状況や生活
じょうきょうとう しんさ せいげんくぶん へんこう みと ばあい
状況等を審査し、制限区分を変更すべきであると認められる場合にこれ
へんこう せいげんくぶん じょうい してい
を変更することになります。制限区分が上位に指定されるということは、
じはつてき じりつてき こうどう しんらい
それだけあなたたちが自発的、自律的に行動できると信頼されていること

を意味します。制限区分が上位に指定された人は、その信頼に応えるよう
自らを厳しく律するように努めなくてはなりません。また、反則行為をし
た場合などには、制限区分が下位に指定されることがあります。
制限区分を指定したり、変更したりする場合には、その旨をあなたたち
に告知します。あなたたちがどの制限区分に属しているかが分かるように、
名札に表示しています。

だい 第7 優遇措置

しょうないせいかつ かん ひと おお せい ど ひと ゆうぐう そ ち
所内生活に関するもう一つの大きな制度の一つとして「優遇措置」があ
ります。この制度は、せい ど ま じ め しょうないせいかつ おく ひと よ たいぐう
与えることで、かいぜんこうせい む いよく つよ もくてき
改善更生に向けた意欲をより強くしてもらうことを目的と
するものです。

とうしょ ひ ごろ じゅけいたいど ひょう か
当所において、あなたたちの日頃の受刑態度を評価し、あなたたちにふ
さわしいゆうぐうくぶん げつ してい ゆうぐうくぶん こと
さわしい優遇区分を6か月ごとに指定します。優遇区分が異なることによ
り、げんそく ご げつかん しょう いてい さ い しょう
原則としてその後の6か月間の処遇に一定の差異が生じることにな
ります。

1 ゆうぐうくぶん ゆうぐう そ ち 優遇区分ごとの優遇措置

ゆうぐうくぶん だい るい だい るい だんかい だい るい ひと
優遇区分は、第1類から第5類までの5段階があります。第5類の人は、
ゆうぐう そ ち こう ゆうぐうくぶん だい るい だい るい だい るい じょうい
優遇措置は講じられず、優遇区分が第4類、第3類、第2類と上位になる
につれて次第に優遇措置が増え、だい るい ひと おお ゆうぐう そ ち こう
第1類の人は、多くの優遇措置が講じられ
ます。ゆうぐうくぶん ゆうぐう そ ち ないよう ひょう
優遇区分ごとの優遇措置の内容は、表3のとおりです。

ひょう 表 3 優遇区分ごとの優遇措置の内容

		だい るい 第1類	だい るい 第2類	だい るい 第3類	だい るい 第4類	だい るい 第5類
しつないそうしよくひんとう 室内装飾品等の たいようとう 貸与等		おこな つき 行う(月に かいじょう 1回以上)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
ゆうぐうそち 優遇措置としての じべんしょうとう 自弁使用等	いるい しつない 衣類、室内 そうしよくひん およ 装飾品 及 にちようひんとう び日用品等	○	○	○	(なし)	(なし)
	しこうひん 嗜好品	○ つき かい (月2回)	○ つき かい (月2回)	○ つき かい (月1回)	(なし)	(なし)
	しょくりようひん およ 食料品 及 いんりよう び飲料	○	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
めんかい かいすう 面会の回数		つき かい (月7回)	つき かい (月5回)	つき かい (月3回)	つき かい (月2回)	つき かい (月2回)
めんかいじかん 面会時間		つうじょう 通常の2 ばい えんちよう 倍に延長	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)	つうじょう (通常)
はっしんかいすう 発信回数		つき つう (月10通)	つき つう (月7通)	つき つう (月5通)	つき つう (月5通)	つき つう (月4通)
しゅうかい 集会		しゅう かい 週1回	つき かい 月2回	つき かい 月1回	(なし)	(なし)

- (注) 1 第1類の室内装飾品等の貸与等は、月ごとに内容が異なることがある。
- 2 第1類の食料品及び飲料の自弁による摂取については、第1類の受刑者の集会（あらかじめ指定した集会に限る。）を実施する際の昼食の自弁に限る。
- 3 ○について、自弁使用等できる物品の数や種類等には一定の制限がある。
- 4 優遇措置によりこれまで使用を許可されていた物品であっても、下位の優遇区分に変更となった場合には、それ以降の使用を許さないことがある。

2 優遇区分の指定

優遇区分は、あなたたちの受刑態度を評価して決定されます。受刑態度を評価する期間は、毎年4月から9月までと10月から翌年3月までの6か月ごとと決まっています。この6か月間の受刑態度により、次の6か月間に講じられる優遇区分が決まります。あなたたちがどの優遇区分に指定されたかは、評価期間が終了してから10日以内、すなわち、毎年10月10日又は4月10日までに告知することとなります。あなたたちがどの優遇区分の指定を受けているかが分かるように、被収容者が身に付ける名札の枠の色を優遇区分に応じて変えています。

受刑態度の評価は、あなたたちの日常生活における態度はもちろんのこと、作業、改善指導及び教科指導といった矯正処遇に取り組む姿勢などを総合的に勘案して行います。人間であれば、誰でも失敗をしますから、何か過ちを犯したことで評価が落ちることもあるかもしれませんが、そこで自暴自棄になってしまうのか、気を取り直してもう一度頑張ろうとするかは大きな違いです。優遇措置は、いつでもやり直しはきくという気持ちになってももらえるよう、基本的に6か月ごとにあなたたちの受刑態度を評価します。

なお、刑の執行を開始してからの6か月間は、優遇措置は講じられません。また、懲罰を受けた場合には、優遇区分が臨時に変更される場合があります。

(1) 刑の執行を開始した直後の暫定的な優遇措置

優遇措置は、4月から9月まで（上半期）又は10月から翌年3月（下半期）までの6か月間にわたり、あなたたちの受刑態度を評価した上で講じられます。基本的には、この6か月間を通じて受刑しなければ優遇措置は講じられません。

また、刑の執行を開始してから6か月（月の途中で刑が確定した場合

には、その翌月）を経過した場合には、上半期又は下半期の途中であつても、上半期又は下半期の区切りが到来して正規の優遇措置が始まるまでの間は、暫定的に第3類の優遇措置を講じることとされています。ただし、それまでの間に懲罰を受けた場合には、第5類に指定されます。また、懲罰を受けていない場合であっても、心身の状態を考慮して懲罰にならなかつたり、休養により作業を行っていない日を合算した日数が60日を超えている場合には、第4類に指定されます。この暫定的な第3類又は第4類の優遇措置は、何らかの懲罰を受けた場合には、直ちに第5類の優遇措置に指定変更されます。

- (2) 正規の優遇措置を講じられている人が懲罰を受けた場合には、その時点で受刑態度を再評価し、優遇区分を変更する場合があります。そのような変更をするか否かは、あなたたちの受刑態度やその反則行為の性質等を総合的に判断して決定します。

6か月間の途中で優遇区分を指定変更した場合には、それ以降は変更された優遇区分の優遇措置が講じられることとなりますが、次の6か月間の優遇措置を指定するにあたっては、その懲罰を受けたことについては考慮せずに評価することとなります。

なお、懲罰を受けたことにより優遇区分がどの程度変更されるのか、懲罰を受けたことを評価に含むか否かで優遇区分の指定がどうなるかについては、個々の事案ごとに異なります。

第8 作業

1 就 業 の 義 務

懲役刑は、所定の作業（定められた仕事）を行うと法律で定められています。したがって、指定された作業がたとえあなたたちの希望と一致しなくても、正当な理由なく作業を拒否することはできません。禁錮刑及び拘留刑については、作業を行う義務はありませんが、当所が決めた作業を行うことを希望する場合には、作業を行うことができます。いったん作業を行うことを希望した場合には、勝手にやめることは許されません。ただし、2週間以上前にあらかじめ申し出た場合には、作業をやめることができます。作業を行うことにより、規律ある生活の維持ができ、勤労意欲の養成、職業的技能及び知識の習得などが図られるので、前向きに取り組むよう努めてください。

2 作業時間及び作業を行わない日

(1) 作業を行わない日

下記のアからウまでに示した日は、原則として作業を行いません。ただし、炊場での作業など当所において必要と認める作業については、これらの日に作業を行わせることがあります。本来であれば作業を行わない日に6時間以上作業をした場合には、できる限り、その後1週間以内の平日に作業を行わない日として振り替えます。

ア 行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）

イ 夏季における3日間の作業を行わない日及び毎月2日間の矯正処遇等のうち専ら作業以外のものを行う日

ウ 配偶者又は2親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から1週間以内の指定する日

(2) 作業時間

作業時間は、原則として1日8時間を超えない範囲内と定められていますが、施設の事情によって延長又は短縮することがあります。

1日に6時間を超え8時間以下の作業を行う場合には20分間、8時間を超える作業を行う場合には30分間、作業の途中に休憩時間を設けます（休憩時間は連続した時間ではなく、分割して設けることもあります。）。

3 就業上の心得

作業を行うに当たっては、次の就業上の心得を遵守してください。

(1) 作業時間中は、作業に集中し、定められた自分の席を勝手に離れたり、交談や協見をしないこと。作業の必要上、離席や交談をするときは、事前に挙手をし、職員の許可を受けた後に行うこと。

(2) トイレの使用は、就業前及び休憩時間に行うよう心掛けること。
なお、トイレを使用する際は、所定の手続きをとり、水を流し放しで使用したり、トイレ内では交談をしないこと。

(3) 製品、作業材料及び機械・器具は、大切に取り扱い、消耗品は、できるだけ節約するよう心掛けること。

(4) 機械・器具やその他の物品を破損又は紛失したときは、速やかに職員に申し出ること。

(5) 常に技術を磨き、良い製品を作るよう努力すること。

(6) 技術指導者の作業上の指導には、素直に従うこと。

(7) 指定された以外の作業を勝手に行ったり、指示された以外の物を作らないこと。

(8) 仕事の出来高の報告を求められたときは、正確に申告し、出来高の全部又は一部を他人に与えたり、あるいは他人からもらったりしないこと。

(9) 居室内で就業する人は、作業開始前に作業材料を受け取り、作業終了時に作業材料及び製品を全て居室外に出すこと。

(10) 火気や毒物・劇物を使用するときは、その取扱いに十分注意し、事故の防止に努めること。

(11) シンナーなどの有機溶剤は、体に害があるので絶対に吸引したりしないこと。

(12) 「就業者作業安全衛生心得」を厳守し、作業事故を起こさないよう注意すること。

なお、万が一負傷したときは、たとえ小さな負傷であっても直ちに職員に申し出ること。

4 作業等工

(1) 就業者は、次の表4のとおり、10等工から1等工までの10段階のいずれかの等工に格付けされます。職種が異なる複数の作業を行っている場合には、主たる作業の職種について等工の格付けをします。

(2) 新たに就業する人及び他の職種から転業した人の等級は、原則として10等工となります。そして、おおむね次の表4に示す標準昇等期間を経過した後、作業成績（作業の能率、製品の品質、努力の程度、安全の態度、物品の取扱いなど）及び就業態度を審査し、いずれも良好であると認められたときは一つ上位の等級に昇等します。当所で実施する作業は、A作業、B作業、C作業の3種類に区分され、それぞれ区分に応じ、A作業は1等工まで、B作業は3等工まで、C作業は5等工まで昇等することができます。

なお、作業成績の良・不良によっては、上記基準によらないで特別に昇等又は降等させることもあります。

ひょう 表 4 ひょうじゅんしやうとう き かん 標 準 昇 等 期 間

	とうこう 10等工	とうこう 9等工	とうこう 8等工	とうこう 7等工	とうこう 6等工	とうこう 5等工	とうこう 4等工	とうこう 3等工	とうこう 2等工	とうこう 1等工
さぎやう A作業	1か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	じやうげん 上 限
さぎやう B作業	1か月	2か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	じやうげん 上 限	—	—
さぎやう C作業	3か月	3か月	5か月	6か月	7か月	じやうげん 上 限	—	—	—	—

(注) 1 3等工以上に昇等するためには、作業成績及び就業態度が良好なだけでなく、その作業に要する知識及び技能の程度がどのくらい高いかも審査する。

2 当所におけるA作業、B作業、C作業の区分は、次のとおりである。複数の区分にまたがる作業をしている場合には、主たる作業による。

さぎやう A作業

- ① 職 業 訓 練 (養護を除く。) 又は外部通勤作業
- ② 炊 場 又は営繕工 場などの経理作業
- ③ 上記以外の作業における特定の機械作業指定者、工 場 衛生 係、指導補助及びこれに準ずる者 (養護を除く。)

さぎやう B作業

さぎやうおよ さいぎやういがい さぎやう
A作業及びC作業以外の作業

さぎやう C作業

- ① 居室内における作業
- ② 養護工 場における作業
- ③ 訓練工 場における作業

5 さぎやうほうしやうきん 作業報奨金

- (1) 作業を行った場合は、毎月、作業報奨金が計算されます。作業報奨金は、作業等工別の基準額 (就業時間1時間当たりの金額) に1か月間の就業時間数を乗じたものを基本月額とし、作業成績や就業態度による加算又は減算をして計算されます。また、構外作業、

きけんさぎょう とくしゅさぎょう じかんがいさぎょう つ ばあい べつとかさん
危険作業、特殊作業、時間外作業などに就いた場合は、別途加算されます。

さぎょうほうしょうきん りょうちきん こと しょううきん
(2) 作業報奨金は、領置金と異なり、あなたたちの所有金ではありません。

しゅうようけいぞくちゅう けいさんがく さんざい げんそく
収容継続中は、あくまでも計算額として存在するだけで、原則として

しゃくほうじ しきゅう しゃくほうご こうせいしきん いちぶ しきゅう
釈放時に支給されます。これは、釈放後の更生資金の一部として支給す

るためです。ただし、所内生活に必要な日用品などの購入、親族の生計

えんじょ はんざいひがいしゃ たい さんがいばいしょう じゅうとう かりょう ばつきんまた そしょう
の援助、犯罪被害者に対する損害賠償への充当、科料、罰金又は訴訟

ひよう しはら たそうとう みと ざいしちゅう けいさんがく
費用の支払いその他相当と認められるときには、在所中にも計算額の

はんい ない そうとうがく しょう ゆる
範囲内で相当額の使用を許されることがあります。

はんそくこうい こいまた じゅうだい かしつ きぐ せいひん ざいりょう
なお、反則行為（故意又は重大な過失によって器具や製品、材料など

そんがい あた ばあい ふく おこな ちょうばつ けいさん
に損害を与える場合も含まれます。）を行ったときの懲罰として、計算

がく いちぶ ぶん い ない さくげん
額の一部（3分の1以内）を削減することもあります。

6 作業安全衛生

とうしょ しゅうぎょうちゅう ふしょう こうじょう
(1) 当所では、あなたたちが就業中に負傷したりしないよう、工場に

はいち まえ てんぎょう さい かなら あんぜんえいせいきょういく おこな ていき
配置する前や転業した際には、必ず安全衛生教育を行い、また、定期、

ふていき あんぜんえいせいてんけん じっし きかい あんぜんそうち もう たいさく
不定期に安全衛生点検を実施し、機械には安全装置を設けるなどの対策

おこな あんぜんえいせいさぎょう きほん しゅうぎょうしゃひとりひとり
を行っています。しかし、安全衛生作業の基本は、就業者一人一人の

こころが しゅうぎょうしゃ さぎょうあんぜんえいせいこころえ あんぜんえいせいきょういく
心掛けにあるので、「就業者作業安全衛生心得」や安全衛生教育で

おし まも あんぜん さぎょうどうさ み つ ちゅうい ひつよう
教えられたことを守り、安全な作業動作を身に付けるよう注意が必要で

す。

あんぜんえいせいさぎょう やくだ きかいおよ きぐ かいりょう さぎょうほうほう かいぜん
(2) 安全衛生作業に役立つような機械及び器具の改良、作業方法の改善

そういくふう しよくいん せつきよくてき もう で
について、創意工夫があるときは、職員に積極的に申し出てください。

ないよう しんさ さいよう ばあい さぎょうほうしょうきんけいさんがく とくべつ かさん
内容を審査し、採用された場合には、作業報奨金計算額の特別加算を

おこな
行います。

さぎょうじょう むじこ いっていきかんづつ こうじょう たい とくべつ
(3) 作業上の無事故を一定期間続けたときは、その工場に対し、特別に

かんしょう きかい もう
テレビ観賞の機会を設けます。

7 手当金

さぎょうじょう ふしょう びょうき しぼう
作業上のことで負傷したり、それによって病気になったり、死亡したり
また ろうどうのうりよく そこ ていど おう てあてきん しきゅう
又は労働能力が損なわれたときは、その程度に応じて手当金が支給され
ます。

ほんにん こ いまた じゅうだい かしつ げんいん てあてきん げんがく
なお、本人の故意又は重大な過失が原因のときは、手当金を減額したり
しきゅう
支給しないこともあります。

8 職業訓練

とうしょ けいかくてき おこな しょくぎょうくんれん じどうしゃせいび けんせつきかい
当所で計画的に行っている職業訓練には、自動車整備、建設機械、
フォークリフト、じょうほうしよりぎじゅつ およ かいご かもく
情報処理技術、ビジネススキル及び介護コースの科目があ
ります。た しせつ ようせつ けんちくだいく たたみこう しょくぎょうくんれん おこな
他の施設でも、溶接、建築大工、畳工などの職業訓練が行わ
れています。しゃかいふっきご そな かくしゅ しかく ぎのう み つ しょく
社会復帰後に備えた各種の資格や技能を身に付けるための職
業訓練を希望する人は、ぎと けいしつこうかいし じ ちょうさ さい むね もう で
募集があったとき職員に申し出て下さい。しよぐうしんさかい しんさ
処遇審査会で審査します。

9 その他

しゃくほうまえしどう う もの じゅけいたいど りょうこう かいぜんこうせい
釈放前指導を受けている者などについて、受刑態度が良好で改善更生
いよく たか みと ばあい しゃかいこうけんさぎょう がいぶつうきんさぎょう
の意欲が高いなどと認められる場合には、社会貢献作業や外部通勤作業
（しょくいん どうこう がいぶ じぎょうしょ さぎょう おこな ゆる
職員が同行せずに外部の事業所で作業を行うもの）を許すことがあり
ます。

だい かいぜんしどう 第9 改善指導

1 かいぜんしどう 改善指導

あなたたちは、所内生活を送る中で、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を^{つちか} 培い、社会生活に^{しゃかいせいかつ} 適応するために必要な知識や生活態度を^{しゅうとく} 習得することが求められています。

当所では、あなたがこうした目的を達するために、次の一般改善指導^{およ} 及び特別改善指導^{とくべつかいぜんしどう} を行^{おこな} うほか、日常生活の様々な場面を通じて、あなたたちに指導^{しどう} を行^{おこな} います。一般改善指導^{いっぱんかいぜんしどう} 及び特別改善指導^{とくべつかいぜんしどう} は、法律の規定に^{もと} 基づき定められているものであり、出所後の社会生活のために、必ず^{かなら} 受講^{じゅこう} しなければなりません。

指導^{しどう} を行^{おこな} う日や時間^ひ は、別途指示^{べつとしじ} しますが、改善指導^{かいぜんしどう} の時間^{じかん} は、原則とし^{げんそく} て1日に8時間以内であり、作業と改善指導^{かいぜんしどう} を同じ日に行^{おこな} う場合にも、両者^{りょうしや} の時間^{じかん} を合計して1日に12時間を超えることはありません。

2 いっぱんかいぜんしどう 一般改善指導

一般改善指導^{いっぱんかいぜんしどう} は、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を^{つちか} 培い、社会生活に^{しゃかいせいかつ} 適応^{てきおう} するために必要な知識及び生活態度を^{しゅうとく} 習得するための指導^{しどう} です。

希望する者は、酒の害を理解し、断酒への決意を促す酒害教育や、高齢者等を対象とした社会復帰支援指導などが受講できます。

3 とくべつかいぜんしどう 特別改善指導

特別改善指導^{とくべつかいぜんしどう} は、改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す個別の事情を^{かいぜん} 改善^{おこな} するために行^{しどう} う指導^{しどう} です。

特別改善指導^{とくべつかいぜんしどう} は、必要と認められる人に対し、その受講^{じゅこう} を指示^{しじ} します。指示^{しじ} された人は、必ず^{かなら} 受講^{じゅこう} してください。特別改善指導^{とくべつかいぜんしどう} には次のものがあります。

(1) やくぶついぞんりだつしどう 薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための

ほうほう しゅうとく しどう
方法を習得させる指導です。

(2) 暴力団離脱指導

ぼうりょくだん かにゆう じ こ もんだいてん かんが ぼうりょくだん
暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の
はんしゃかいせい まな りだつ ぐたいてき ほうほう けんとう りだつ けつ
反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し、離脱の決意
かた しゅつしよご せいかつせつけい た しどう
を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせる指導です。

(3) 性犯罪再犯防止指導

せいはんざい じ こ もんだいせい にんしき かいぜん はか
性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、
さいはん ぐたいてき ほうほう しゅうとく しどう
再犯しないための具体的な方法を習得させる指導です。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育

ひがいしゃ してん と い きょういく
被害者の命を奪うなど、重大な被害をもたらした者に対し、自らの
ひがいしゃ いのち うば じゅうだい ひがい もの たい みずか
被害者の命を奪うなど、重大な被害をもたらした者に対し、自らの
おか つみ おお ひがいしゃ いぞく かた しんじょうとう にんしき
犯した罪の大きさや被害者・遺族の方の心情等を認識させるとともに、
いのち とうと じ こ もんだいせい りかい ひがいしゃ せい い たいおう
命の尊さや自己の問題性を理解させ、被害者に誠意をもって対応するた
めの方法を考えた指導です。

(5) 就労支援指導

しゅうろうしえんしどう
職場に適応するための行動様式、態度等を身に付けさせるとともに、
しよくばと う ちよくめん ぐたいてき ばめん そうてい たいおう しかた かんが
職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさ
しどう
せる指導です。

4 その他の指導

とうしょ じょうき およ かいぜんしどう おこな しどう にちじょうせいかつぜん
当所では、上記2及び3の改善指導として行う指導のほか、日常生活全
ばん い か じこう しどう おこな
般において、以下のような事項について、指導を行っています。

(1) 生活指導目標、集団行動訓練

ア 生活指導目標

ふだん せいかつこうどうばめん じゅうてんてき じっせん もくひょう つき さだ
普段の生活行動場面で重点的に実践する目標を月ごとに定めて
せいかつしどうもくひょう こうじょうおよ きょしつとう けいじ まいにち せいかつ
「生活指導目標」とし、工場及び居室棟に掲示して、毎日の生活の
なか じっせん つと もくひょう しどう
中でその実践に努めさせることを目標とした指導です。

イ 集団行動訓練

しゅうだん こうどう せいぜん おこな にゅうしょ じ しゅつにゅうしつ じ こがいうんどう
集 団 の 行 動 が 整 然 と 行 わ れ る よ う 、 入 所 時 、 出 入 室 時 、 戸 外 運 動
じ た とくべつ けいかく しゅうだんこうどうくんれん おこな
時 その他 特別に 計画したときに 集 団 行 動 訓 練 が 行 わ れ ま す 。

しゅうだんこうどうくんれん つぎ しょうてん りゅうい じっし
な お 、 集 団 行 動 訓 練 は 、 次 の 諸 点 に 留 意 し て 実 施 す る も の で す か ら 、
しよくいん し じ ひつよう こうどう ようしき み つ
職 員 の 指 示 ど お り に 、 必 要 な 行 動 の 様 式 を 身 に 付 け 、 こ れ を 通 じ て
しょないせいかつ どうさ せつど つ ころが
所 内 生 活 の 動 作 に 節 度 を 付 け る よ う 心 掛 け て く だ さ い 。

しゅうごう せいれつ いどう たいれつづく かいさんとう しよくいん し じ
(ア) 集 合 、 整 列 、 移 動 、 隊 列 作 り 、 解 散 等 の と き に 、 職 員 の 指 示 に
したが ちつじょ こうどう
従 っ て 秩 序 あ る 行 動 を す る こ と 。

しょないせいかつ き まも じぶんかって こうどう たにん めいわく か
(イ) 所 内 生 活 の 決 ま り を 守 ら ず 、 自 分 勝 手 な 行 動 は 、 他 人 に 迷 惑 を 掛
しゅうだん ちつじょ みだ
け る と と も に 集 団 の 秩 序 を 乱 す こ と に な る こ と 。

せいぜん しゅうだんこうどう あんぜん へいおん しょないせいかつ やく だ
(ウ) 整 然 と し た 集 団 行 動 は 、 安 全 で 平 穏 な 所 内 生 活 に 役 立 つ こ と 。

(2) 役割活動

しょないせいかつ おく うえ こうじょう しどう ほじょ しょうぼうがかり やくわり
所 内 生 活 を 送 る 上 で 、 工 場 で は 指 導 補 助 や 消 防 係 な の 役 割 が
してい ばあい かり ひと じぶん やくわり じ
指 定 さ れ る 場 合 が あ り ま す 。 こ れ ら の 係 に な っ た 人 は 、 自 分 の 役 割 を 自
かく じ こけん つと
覚 し 、 自 己 研 さ ん に 努 め る よ う に し て く だ さ い 。

だい 第10 きょうかしどう じしゅがくしゅう しよせきとう とりあつか 教科指導、自主学習、書籍等の取扱い

1 きょうかしどう 教科指導

あなたが改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、社会生活の基礎となる学力を身に付けていることは重要です。こうした学力の有無により、あなたが就職の機会に恵まれる可能性が大きく変わってくるからです。

当所では、あなたがこうした学力を身に付けることができるよう、指導を行います。

きょうかしどう ほ しゅうきょうかしどう およ とくべつきょうかしどう 教科指導には、補習教科指導及び特別教科指導があります。

(1) ほしゅうきょうかしどう 補習教科指導

ぎ む きょういく しゅうりょう ひと しゅうりょう きそてき がくりよく 義務教育を修了していない人や、修了していても基礎的な学力に乏しい人など、社会生活の基礎となる学力を欠いていることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる人に対して行われる指導です。

しどう おこな ひ じかん べつとし じ ぐたいてき きかん ねん 指導を行う日や時間は、別途指示しますが、具体的には、期間1年の予定で、社会生活上必要な程度の読み書き、計算等の基礎的な学力を身に付けさせる指導です。

(2) とくべつきょうかしどう 特別教科指導

しゃかいせいかつ きそ がくりよく ゆう 社会生活の基礎となる学力を有しているものの、その学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる人に対して行われる指導です。主に高等学校の教科に準ずる内容の指導を行います。

2 じしゅがくしゅう 自主学習

当所では、あなたが居室での余暇時間を活用して自主学習するための援助を行っています。考查期間を終了後、自主学習時に物品の使用を希望する人は、別表「自弁・差入れ物品表」4 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品(区分)文房具その他の余暇時間帯

における知的及び教育活動に用いる物品」に記載されている物品を使用することができる場合がありますので、職員に申し出てください。ただし、使用を許可するかどうかは個別に審査しており、物品の中には、「留意事項」に記載のとおり、通信教育を受けていたり、クラブ活動に参加している等の特別な事情がなければ、許可されない物品があります。

(1) 通信教育

ア 公費通信教育

施設が募集する種目の受講希望者の中から、本人の学力の程度、領置金額、生活状況等を総合的に判断して、公費負担が相当と認められる人を対象に実施します。

公費通信教育の受講辞退は、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、認められません。

イ 私費通信教育

領置金で必要な学費を支払うことができる人を対象に実施します。

受講講座は、原則として、当所が指定する文部科学省認定社会通信教育講座とします。

私費通信教育の受講辞退については、特に支障のない限り認められます。

(2) 各種検定試験等

簿記検定、高等学校卒業程度認定試験、日本漢字能力検定などの試験を受験する機会を設けています。実施の都度募集するので、希望者は申し出ること。ただし、中には受験のために一定の要件を定めているものもあり、希望しても受験できない場合があります。

3 雑記帳の使用

(1) 種類

雑記帳は、定められた規格及び冊数の範囲内で使用が許可されます。

(2) 使用心得

ざっきちょう しょう づぎ しょうこうろえ じゅんしゅ
雑記帳の使用については、次の使用心得を遵守してください。もし、
この心得に違反した場合には、記載内容の一部を削除又は抹消すること
になるか、場合によっては、反則行為に問われる可能性があることを承知
しておいてください。

ア は っ ひつきちょうしょうねがい ようし よご やぶ
貼り付けてある筆記帳使用願の用紙を汚したり、破ったりしないこ
と。

イ ざっきちょう きょか もくてき したが しょう たにん か か
雑記帳は、許可された目的に従って使用し、他人に貸したり、書か
せたりしないこと。

ウ ざっきちょう たいせつ しょう よご やぶ
雑記帳は、大切に使用し、汚したり、破ったりしないこと。

エ き じ ていせい け また ぼうせん け やぶ
記事の訂正は、消しゴム又は棒線で消し、ページを破らないこと。

オ きにゆう しる じゅん お きにゆう
記入するときは、あらかじめ記されたページの順を追って記入し、
よはく のこ
余白を残さないこと。

カ ざっきちょう まえ うし ふたくち わ つか みくち
雑記帳は、前からと後ろからの二口に分けて使ってもよいが、三口
いじょう わ つか
以上に分けて使わないこと。

キ けんさとう ていしゅつ し じ ばあい ただ ていしゅつ
検査等のため提出を指示された場合は、直ちに提出すること。

ク づぎ かくこう がいとう きさいないよう か
次の各項に該当するような記載内容は書かないこと。

(ア) ぶんいふめい がいこくご しんこくとう きょか げんごいがい げんご
(文意不明なもの、外国語(申告等し、許可された言語以外の言語を
指す。))、あんごうおよ しょうないせいかつ きょく
暗号及び所内生活をわい曲したりひぼうするもの

(イ) たにん きょうはく ぶじょく ちゅうしょう こうしょく ふりょうぎょうじょう さんび
他人を脅迫、侮辱、中傷するもの、好色、不良行状を賛美
するもの

(ウ) はんざい そのほか はんざい しゅだん きょうさ つうぼう ないよう しょうない
犯罪を唆すもの、犯罪の手段、教唆、通謀を内容とするもの、所内
ちつじょ らん そのほか しせつ はいちず けいび かん
の秩序びん乱をあおり、唆すもの、施設の配置図、警備に関するも
の

(エ) た ひしゅうようしゃおよ かんけいしゃ じゅうしょ しめい でんわばんごうとう
他の被収容者及びその関係者の住所、氏名、電話番号等

(オ) た きょうせいしょぐうじょうふてきとう みと
その他矯正処遇上不相当と認められるもの

4 書籍等の取扱い

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙及びその他の文書図画のことを言います。書籍等の閲覧は、所内生活の糧となり、また、健全な社会復帰に向けて自己啓発を図る上で欠かすことはできません。書籍等には、当所が貸与する書籍（備付書籍）及び新聞紙（回覧新聞紙）、自身で入手する自弁書籍等があります。当所が貸与する書籍、新聞紙等は皆で使うものです。破ったり、汚したりしないよう大切に取扱いしてください。

(1) 備付書籍

ア 備付書籍は、次のとおり、一般備付書籍、特別備付書籍及びF指標備付書籍の3種類に区別しています。

(ア) 一般備付書籍とは、特別備付書籍及びF指標備付書籍以外の備付書籍のことです。

(イ) 特別備付書籍とは、辞典、経典、学習用書籍及び裁判関係書籍を主とした特別備付書籍目録に登載の備付書籍のことです。

(ウ) F指標備付書籍とは、外国語書籍であって、主にF指標被収容者に貸与することを目的としたF指標備付書籍目録に登載の備付書籍のことです。

イ 一般備付書籍は、一人3冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむね2週間とします。

ウ 特別備付書籍は、一人5冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむね3か月とします。

エ F指標備付書籍は、一人5冊以内を個人貸与し、貸与期間は、おおむね2週間とします。

(2) 回覧新聞紙

通常紙（時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙）は、被収容者全般の閲覧傾向を参考に当所で1紙を指定して購入し、工場又は居室に

かいらん
回覧します。

(3) 自弁書籍・雑誌

ア 自弁の書籍及び雑誌は、携入、差入れ又は購入の方法で入手できます。

イ 購入できる自弁書籍及び雑誌の冊数は、現に領置されている書籍等の引渡しを含め、一月当たり合わせて5冊までです。閲覧期間や所持冊数については、特に定めませんが、保管限度量を超える所持は認められません。

(ア) 雑誌

雑誌は、毎月1回の受付日に翌月の定期購読を申し込むことができます。定期購読は最大3誌まで受け付けます。週刊誌等の月に複数冊刊行される雑誌は、1か月分を1誌と数えます。定期購読する雑誌は、週刊誌については原則として納入から1週間以内、それ以外については原則として納入から2週間以内に交付します。閲覧後の雑誌は、原則として廃棄です。

(イ) 単行本

毎月2回の受付日に単行本の購入を申し込むことができます。申し込む際には、書籍の題名、出版社等を正確に記載してください。書籍は、原則として納入から2か月以内に交付します。

(4) 自弁新聞紙

ア 種類

自弁できる新聞紙は、通常紙及び特別紙の2種類です。

(ア) 通常紙とは、時事の報道を主とする市販の日刊新聞紙のことです。

(イ) 特別紙とは、スポーツなど特定の分野の報道を主とする日刊新聞紙のことです。

イ 購入等

被収容者に対するアンケート結果を参考に当所で指定した新聞3紙のうちの1紙（朝刊のみ）について、1か月単位で予約購読することができます。自弁新聞紙は、当所が指定した販売店から定期購読する方法でしか入手できず、差入れは認められません。

購入代金の領置金からの引き去りは、月単位で行われます。

なお、釈放となる人及び移送となる人で購読期間を残している人は、可能な範囲で購読料金の返金を受けることができますので申し出て下さい。事後の返金依頼には対応できませんので、希望する人は、同手続を忘れないよう注意してください。

自弁新聞紙は、原則として発刊日中にあなたたちに交付します。また、自弁新聞紙は、原則として廃棄です。閲覧期間については特に定めませんが、保管限度量を超える所持は認められません。

(5) 「その他の文書図画」とは、パンフレット等上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない文書図画のことです。閲覧期間や所持冊数については特に定めませんが、保管限度量を超える所持は認められません。

(6) 自弁書籍等は、全て内容を検査し、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれやあなたたちに対する矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの有無を調べ、支障がないものをあなたたちに交付します。場合によっては、一部を削除し、又は抹消することもあります。削除や抹消の可否は、新聞紙や雑誌については入所時にあなたたちに意思確認をし、自弁書籍についてはその都度意思確認をします。あなたたちが削除や抹消に同意しない場合には、閲覧が許されないことになります。

(7) 自弁書籍等については、勝手に他人と貸し借りをしたり、閲覧許可証を剥がしたり、書き換えたりしないよう注意してください。

第11 自己契約作業及び余暇活動の援助

余暇時間とは、点検、食事、作業、就寝等といった特定の起居動作の時間帯以外の時間帯のことです。平日においても、夕刻から夜間にかけて、3時間程度は余暇時間が確保されており、以下のとおり、自己契約作業、レクリエーション及び各種集会並びにクラブ活動等があります。

1 自己契約作業

- (1) 余暇時間帯には、自己契約作業が許される場合があります。自己契約作業とは、外部の事業者との請負契約により行う物品の製作その他の作業のことをいいます。自己契約作業を提供する外部の事業者は、当所において選定します。賃金は出来高払いとなり、決して高いものではありません。賃金は、外部の事業者からの差入れの形で支払われます。
- (2) 自己契約作業は、制限区分が第1種の受刑者には許され、第1種以外の受刑者には個別に審査した結果、許されることがあります。自己契約作業を希望する人は、職員に申し出てください。ただし、作業量や作業場所等の都合により、申し出たからといって必ず許可になるとは限りません。また、いったん自己契約作業を始めた以上、少なくとも2週間以上前に辞退を申し出ない限り、勝手にやめることはできません。

2 レクリエーション及び各種集会

(1) レクリエーション

ア レクリエーションは、単調になりがちな所内生活に潤いを持たせ、気分転換や、心身の健康増進を図るために行うもので、当所においては、時期に応じた種目を選定し実施しています。レクリエーションへの参加を通じて自主性、協調性及びフェアプレーの精神のかん養にも役立ててもらいたいと考えています。

イ レクリエーションを行うに当たっては、次の事項を遵守してください。

(ア) 運動時には、負傷防止のため、あらかじめ十分に体をほぐすなどするとともに、自分の体力、体調を考えて決して無理はしないこと。

(イ) 運動用具、娯楽用具等は、特定の人だけが独占しないこと。

(ウ) 囲碁のゲームは、本碁、五連珠（五目並べのほか、二目はさみ抜き連珠を含む。）のいずれかを、将棋のゲームは、本将棋、はさみ将棋のいずれかを行うこととし、その他の方法によるゲームはしないこと。

(エ) 各種競技大会や囲碁、将棋等のゲームは、勝敗のみにこだわらず、お互いにルールを守って和やかに行うこと。

(2) 各種集会等

ア 集会

当所では、優遇区分が第3類以上の受刑者について、優遇区分ごとに集会を行います。これは、各人の自覚を促し、更生復帰のための努力を一層重ねるよう奨励する目的の集会です。

また、毎月、その月に生まれた人たちを対象に、お互いの誕生日を祝福するとともに、過去を反省し更生の一助とするために誕生会が行われます。集会に参加する人は、それぞれの集会の意義を理解して、健全な社会人となるよう思いを新たにしながら参加することが大切です。

イ その他の行事

所内生活に変化と潤いを持たせ、また、集団的活動を通じて規律を身に付け、協調性、責任感等を養うため、テレビ観賞、運動会、囲碁・将棋・チェス大会等が定期的に開催されます。これらの行事の中には、一般改善指導として実施されるものもあります。

ウ 集会・行事出席者の心得

集会・行事に出席する際は、次の心得事項を遵守してください。

こころえ じこう はん たいどふりょう ひと たい こうどう しゅうかいしつとう しゅうかい
心得事項に反し態度不良の人に対しては、講堂や集会室等の集会・
ぎょうじじっしぱしよ たいじょう し じ
行事实施場所からの退場を指示することがあります。

(ア) 集会・行事实施場所や、工場・居室までの連行途中は、交談を
しないこと。

(イ) 服装を正し、職員の指示に従って行動すること。

(ウ) あらかじめ居室や工場等で用便を済ませ、極力、行事中に用便
もう で ところが
を申し出ることのないよう心掛けること。

(エ) 講堂では、行事が開始されるまでの間及び行事が終わって退出
あいだ しず たいき
するまでの間は、静かに待機すること。

(オ) 行事中は、やじを飛ばしたり、足を踏み鳴らしたり、度の過ぎた
はくしゅ わら ごえおよ きせい はつ ぶさほう たいど
拍手、笑い声及び奇声を発するような不作法な態度はとらないこと。

3 その他の余暇活動の援助

(1) クラブ活動

ア クラブ活動は、健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を善用する
しゅうかん やしな じしゅてき さんか たんか はいく かいがとう しゅもく
習慣を養うため自主的に参加するもので、短歌、俳句、絵画等の種目
があります。

イ 会員については、入会希望者のうちから、審査の上、決定しますが、
かく にんずうとう せいげん けつていん きよか
各クラブとも人数等の制限があるため、欠員ができるまで許可にならな
いことがあります。

ウ 入会したら途中で投げ出したりせず、最後まで怠けずにやり抜くよ
うにしてください。また、講師は、主に外部の篤志家が時間を割いて指導
してくださるので、礼儀正しく真剣な態度で指導を受けてください。

(2) 所内誌「富士見」

つき かいしょないし ふ じ み はっこう おお ひと した しょないし
月1回所内誌「富士見」を発行しています。多くの人に親しめる所内誌
せっきよくてき とうこう きたい
にするため、積極的に投稿することを期待します。

(3) テレビ及びラジオの教育番組

テレビ及びラジオの視聴については、被収容者に対するアンケート
結果を参考にして番組を編成していますが、矯正処遇上の目的から、
教育番組を一部組み入れています。自分の好みに合わないとか面白くな
いとかの理由を付けて、雑談等して他人の真面目な視聴を妨げるような
行為があってはなりません。

だい 12 宗教上の行為及び援助（教誨）

げんざい とうしょ きょうかいし きょうかい ねが しゅうは つぎ ひょう
現在、当所の教誨師として教誨をお願いしてある宗派は、次の表

6 のとおりです。

ひょう 表 6 きょうかいし きょうかい う しゅうは
教誨師による教誨を受けられる宗派

しゅうきょうめい 宗教名	しゅう は めい 宗 派 名
ぶつきょう 仏教	じょうどしんしゅうほんがんじは じょうどしんしゅうおおたには しんごんしゅうちざんは 浄土真宗本願寺派・浄土真宗大谷派・真言宗智山派 しんごんしゅうぶざんは そうとうしゅう にちれんしゅう てんだいしゅう じょうどしゅう ・真言宗豊山派・曹洞宗・日蓮宗・天台宗・浄土宗
きりすときょう キリスト教	しんきょう きゅうきょう きゅうせいぐん 新教・旧教・救世軍
しんとう 神道	じんじゃほんちょう てんりきょう 神社本庁・天理教

1 一人で行う宗教上の行為

あなたが余暇時間帯に一人で礼拝その他の宗教上の行為を行い
たい場合には、他人の迷惑にならないよう十分注意してください。たとえ、
宗教上の行為であるとしても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑にな
るような言動をしたり、職員の視察を妨げるなど、当所の規律及び秩序
の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為は認められませ
ん。

2 集合教誨

- (1) 月に1回、仏教、キリスト教、神道の宗派別に募った希望者に対し、
教誨師による宗教講話が行われます。これを集合教誨といいます。
- (2) 集合教誨のあるときは、事前に告知するので、出席したい人は、職員
に申し出てください。

なお、原則として工場就業者が対象のため、居室内で就業して
いる人は申し出ても許可されないことがあります。

3 個人教誨

個人教誨とは、教誨師による個別の宗教教誨のことです。個人教誨

う ひと むね しょくいん もう で まいつきひとりいちしゅうは
を受けたい人は、その旨を職員に申し出てください。毎月一人一宗派の
はんいなく さんか みと
範囲内で参加が認められます。

4 忌日読経

ざいしょちゅう ふ ぼ さいしとうしんぞく しぼう ご くようまた ひがいしゃ たい くよう
在所中の父母妻子等親族の死亡、その後の供養又は被害者に対する供養
おこな まいつき かいかくしゅうは じっし ねんかん ひとりひとしゅうは
を行うもので、毎月1回各宗派ごとに実施しますが、年間で一人一宗派の
さんか
みの参加とします。

げんそく こうじょうしゅうぎょうしゃ たいしょう
なお、原則として工場就業者が対象です。

5 宗教行事

しゅうきょうじょう いっぱん かんしゅう したが ひ がん え ほうよう う ら ぼん え ほうよう
宗教上の一般の慣習に従い、彼岸会法要、盂蘭盆会法要、ミサ、ク
ぎょうじ おおはらえしき ねんちゅうぎょうじ おこな じぜん こくち
リスマス行事、大祓式などが年中行事として行われます。事前に告知す
るので、しゅつせき ひと しょくいん もう で
出席したい人は、職員に申し出てください。

げんそく こうじょうしゅうぎょうしゃ たいしょう
なお、原則として工場就業者が対象です。

6 宗教教誨、行事出席者の心得

きょうかい しゅうきょうぎょうじ しゅつせきしゃ つぎ じこう じゅんしゅ
教誨や宗教行事の出席者は、次の事項を遵守してください。これに
はん たいどふりょう ひと たいじょう し じ い ご さんか たいしょう
反して態度不良の人は、退場を指示し、あるいは以後の参加の対象から
じょがい ちゅうい
除外することがあるので注意してください。

(1) 教誨・行事实施場所や、工場・居室までの連行途中は、職員の指示
したが せいぜん ほうこう こうだん
に従って整然と歩行し、交談をしないこと。

(2) 教誨・行事实施場所では、職員の指定した場所に座り、真面目な態度
きょうかい う ぎょうじ さんか わきみ こうだん
で教誨を受け、あるいは行事に参加すること。脇見や交談をしたり、ま
ぶつびん みつしよ じゅじゅ つうせい あいずとう ふ せいれんらく
た、物品や密書の授受をしたり、通声、合図等をもって、不正連絡をする
こうい
などの行為はしないこと。

(3) 講師（教誨師）に対しては、礼儀正しく振る舞うこと。

(4) 講師に対する質疑は、講師から質問を受ける旨の発言があつてから行
こうし たい しつぎ こうし しつもん う むね はつげん おこな
うこと。

だい 13 けいじせつしきついいんかい
第13 刑事施設視察委員会

とうしょ ふちゅうけいむしょしきついいんかい お いいんかい とうしょ
当所には、府中刑務所視察委員会が置かれています。この委員会は、当所
しきつ とうしょ うんえい じつたい はあく とうしょ うんえい とうめいせい
を視察するなどして、当所の運営の実態を把握し、当所の運営の透明性を
かくほ かいぜんこうじょう し
確保するとともに、その改善向上に資するためにあります。

1 いいん めんせつ
1 委員による面接

いいん めんせつ きぼう もの しょちょう あ がんせん むね きさい
委員による面接を希望する者は、所長宛ての願箋にその旨を記載して
ていしゅつ めんせつ ねが で ばあい めんせつ じっし
提出してください。面接を願い出た場合であっても面接を実施するかどうか
いいんかい けつてい しょうち
は委員会が決定することなので、承知しておいてください。

めんせつ じっし ばあい むね こくち おこな
なお、面接が実施されない場合、その旨の告知は行いません。

めんせつ きぼう ばあい いいんかい めんせつ もと
また、面接を希望していない場合であっても委員会が面接を求めることも
ありますが、その場合、必ずしも面接を受けなければならないものではなく
ことわ
く、断ることもできます。

2 しょめん ていしゅつ
2 書面の提出

いいんかい たい とうしょ うんえい かん いけん ていあん だ ばあい しょてい
委員会に対して、当所の運営に関して意見や提案を出したい場合は、所定
ようし きさい ていあんばこ とうかん
の用紙に記載して、提案箱に投函することができます。また、あらかじめ申
で うえ しんしょ いいんかい あ はっしん ていしゅつ
し出た上で、信書として委員会宛てに発信して提出することなどもできま
す。その場合、委員会の住所は、当所の住所になります。

しょめん ないよう しょくいん けんさ
なお、書面の内容については、職員によって検査されることはありません。

だい きゅうたい よ ひん
第14 給 貸与品

とうしょ しょうないせいかつ おく ひつよう ぶっぴん たいよ また
当所では、あなたたちが所内生活を送るのに必要な物品を貸与し、又は
しきゅう ぶっぴん きゅうたい よ ひん いるいおよ しんぐ しょくじおよ ゆ ちゃ
支給します。これらの物品（給 貸与品）は、衣類及び寝具、食事及び湯茶
なら にちようひん ひっき ぐ およ た ぶっぴん くぶん たんじょうかい
並びに日用品、筆記具及びその他の物品に区分されます。誕生会などの
ぎょうじ さい しこうひん しきゅう
行事に際し、嗜好品を支給することもあります。

1 いるいおよ しんぐ
1 衣類及び寝具

- (1) いるいおよ しんぐ こじんたいよ しんにゅうじ きょしつ いおよ しんぐ
(1) 衣類及び寝具は、個人貸与とし、新 入時に居室衣及び寝具を、
こうじょうしゅうぎょうじ こうじょう い たいよ ちょうさ ばあい
工場就業時に工場衣を貸与します。ただし、調査となった場合などに
たいよ しんぐ ひ あ
ついては、それまで貸与していた寝具を引き上げることもあります。
- (2) こじんたいよ いるい こうじょうめい せい きにゅう へんぶ ぬ つ
(2) 個人貸与の衣類には、工場名、姓を記入した片布が縫い付けてあるの
かつて か か はそん たにん もの こうかん
で、勝手に書き換えたり、破損したり、他人の物と交換したりしてはいけ
ません。
- (3) たいよ いるいおよ しんぐ おお す ちい す からだ あ
(3) 貸与された衣類及び寝具が大き過ぎたり、小さ過ぎたりして身体に合わ
しょういん もう で こうかん かつて かいぞう
ないときは、職員に申し出て交換してもらうようにし、勝手に改造した
りしてはいけません。
- (4) いるい しんぐ けいかくてき せんたく ほしゅうおよ こうかん おこな ほ せいおよ てきせい
(4) 衣類・寝具は、計画的に洗濯、補修及び交換を行 うなど、保清及び適正
かんり つと たいせつ と あつか ころが
管理に努めているので、大切に取り 扱 うよう心掛けてください。
- (5) したぎるい いったい せいげん もと こうにゅう また さしい しぶつ ちゃくよう
(5) 下着類は、一定の制限の下に購 入し、又は差入れされた私物を着 用
することができます。
- (6) にゅうしょ じ けいにゅう りょうち いるい ちゃくよう しゅつしよ よてい ひと
(6) 入 所時に携 入し、領置した衣類を着 用して出 所する予定の人は、
まんきまえ げつ い ない また ちほうこうせい ほ ごいいんかいいいん めんせつ しゅうりよう
満期前2か月以内となり又は地方更生保護委員会委員の面接が終 了し
じてん げんそく じぶん りょうちきん がいぶ ぎょうしゃ
た時点で、原則として自分の領置金をもって外部のクリーニング業 者に
いるい せんたく もうしで
その衣類の洗濯の申出をすることができます。

2 しょく じ およ ゆ ちゃ
2 食 事及び湯茶

しゅしよく
(1) 主食

しゅしよく さぎょうけいたい しきゅうりよう こと つぎ しょく
ア 主食は、作業形態によって支給量が異なり、次のとおりA食、B

食、C 食の3段階に分けられています。また、医療上及び健康保持上(体位が著しく異なる人等)必要と認める人に対しては、作業形態にかかわらず支給量を変更して支給します。

(ア) A 食は、作業に就く人で立った状態での作業が1週間につきおむね15時間以上の人に対し支給します。

(イ) B 食は、居室外で作業に就く人でA食を支給する以外の人に対し支給します。

(ウ) C 食は、作業の有無にかかわらず、主として居室内で生活する人に対し支給します。

イ 当所では、1週間に4回、パンを主食として支給していますが、熱量は米麦飯と同じです。

ウ 上記のほか、個別の事情により、医師の指示でかゆ等が支給されることがあります。

(2) 副食

ア 副食は、治療上特別の献立を必要とするなどの人を除き、全員同じものが支給されます。

イ 副食は、熱量を始め、たんぱく質、脂質、カルシウム、ビタミン等必要な栄養素量が確保されています。

ウ 毎日の献立は、専門の栄養士があなたたち全般の嗜好傾向を参考にしながら、栄養量を確保し、内容に変化を持たせるよう十分工夫して作成し、給食しています。また、定期に開かれる給食管理委員会でも、毎日の調理面、衛生面などについて十分検討を加えて、給食の向上に努めています。

(3) 喫食時間

食事の喫食については、次の事項を遵守してください。

ア 3食(朝食、昼食、夕食)とも、所定の食事時間内に食べる

ようにすること。

イ 通常の配食と切り離して支給したもの（いわゆる間食）については、特に指示がない限り、その日の仮就寝時間までに食べるようにすること。その他、臨時、特別に支給するもの（例えば、正月に支給する折詰）については、その都度指示する期間内に食べるようにすること。

ウ 食べ残したものは、必ず残飯としてその都度提出すること。

(4) 湯茶

湯茶は、食事の時間帯に支給するほか、必要に応じて、それ以外の時間帯に支給することもあります。

3 日用品、筆記具その他の物品

(1) ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、タオル、箸などの日用品等は、表 7 の基準で貸与され、又は支給されます。無駄遣いしなければ、表 7 に書かれている数量で不足しないはずなので、大切に使うように心掛けてください。また、歯ブラシ、タオル、箸などが使用不能となり交換するときは、必ず今まで使用していた古い物を提出してください。

(2) 日用品、文房具及びその他の物品は、一定の制限の下に購入し、又は差し入れられた私物を使用することができます。ただし、この場合は、上記

(1) の物品の貸与又は支給は停止されます。

ひょう にちようひん ひっきようぐとう ぶつぴん きゅうたいよ きじゅんひょう
表 7 日用品、筆記用具等の物品の給貸与の基準表

ひん 品 目	ひん 品 名	てき 摘 要	しようきかん 使用期間	きゅうたいよすりよう 給貸与数量
し ちり紙	し ちり紙	しきゅう 支給する	げつ 1か月	まい 400枚
はみがきようぐ 歯磨用具	は 歯ブラシ	たいよ 貸与する	げつ 1か月	ほん 1本
	はみが 歯磨き	しきゅう 支給する	げつ 3か月	ほん 1本
つまようじ	つまようじ	しきゅう 支給する	てきぎきかん 適宜期間	てきぎすりよう 適宜数量
せつ るい 石けん類	せつ 石けん	しきゅう 支給する	げつ 2か月	こ 3個
	せつ ようき 石けん容器	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 2個
タオル	タオル	たいよ 貸与する	げつ 3か月	まい 2枚
かみそり	かみそり	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換(かみそり ぶ てきぎこうかん 部適宜交換)	ほん 1本
はきもの 履物	サンダル	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	そく 2足
	うんどうぐつ 運動靴	じゅけいしゃ かぎ たいよ 受刑者に限り貸与	はそんじこうかん 破損時交換	そく 1足
ぶんぼうぐ 文房具	えんぴつ 鉛筆	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	ほん 1本
	け 消しゴム	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	こ 1個
	ボールペン	たいよ 貸与する	しよう つど 使用の都度	ほん 1本
しょつきるい 食器類	めし 飯わん	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
	しる 汁わん	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
	さら 皿	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	てきぎすりよう 適宜数量
	はし	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	ぜん 1膳
	コップ	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	こ 1個
ざぶとん 座布団	ざぶとん 座布団	たいよ 貸与する	はそんじこうかん 破損時交換	まい 1枚

じょうきしようきかん けいか まえ しきゅうひん ふそく たいよひん しょうふのう
※上記使用期間を経過する前に、支給品が不足したり、貸与品が使用不能となっ
ばあい しょくいん もう で
た場合には、職員に申し出ること。

だい しぶつ とりあつか
第15 私物の取扱い

しぶつ りょうちまた ほんにんほかん
1 私物の領置又は本人保管

(1) 入所時に持ってきた金銭は、領置（施設が預かって保管すること）します。

(2) 入所時に持ってきた物品（着衣を含む。）は、所内で使用を許すものは交付してあなたたち自身に保管させ、所内で使用を許さないものは領置します。ただし、入所時に持ってきた物品が、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、交付も領置もできないので、宅下げ又は廃棄の手続をとることになります。

ア 保管に不便なもの

イ 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもの

ウ 危険を生ずるおそれがあるもの

エ 後述する保管限度量又は領置限度量を超える場合における超過量に相当するもの

(3) 所内で使用を許す物品（保管私物）も領置する物品（領置物）にも、その分量には制限があります。ただし、あなたたちが当事者として、現に係属している裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し及び眼鏡その他の補正器具については、領置物や保管私物の量を計る際には別扱いとします。保管私物及び領置物の取扱いについては、次の事項を遵守してください。

ア 最大限領置することのできる量（領置限度量）は、領置箱3箱（容積約120リットル）であり、領置物の総量が領置限度量を超える場合には、超過量に相当する領置物について、速やかに宅下げ又は廃棄の手続をとること。

なお、物品の大きさや量によっては保管できないことがあるので、その場合には、速やかに宅下げ又は廃棄の手続をとること。

イ 保管私物を最大限所持することができる量（保管限度量）は、居室内に整備した私物収納バッグ1個及び居室内の私物棚1区画に収納できる量であり、私物収納バッグについては、整然と収納した状態で、開閉口ファスナーを閉めることができる容量を収納し、ファスナーが閉まらないほどに詰め込むことのないようにすること。

ウ 私物棚は、棚の仕切り板の上部から高さ10cmを超えない範囲で収納するようにすること。

なお、給貸与品についても、原則として貸与を受けた私物収納バッグ又は私物棚に収納することになるが、その分、保管限度量が増えるということではなく、貸与された私物収納バッグ及び私物棚の容量の範囲内で保管私物と給貸与品を所持することとなるので留意すること。

エ 保管私物の総量が保管限度量を超える場合には、超過量に相当する保管私物について、速やかに宅下げ又は廃棄の手続をとること。

2 購入又は差入れ

(1) 衣類（下着）、日用品、文房具その他の日常生活に用いる物品などについて、その購入又は差入れが許される品目、数量、規格などは、別に定める自弁・差入れ物品表のとおりです。

なお、領置物が領置限度量を超えていたり、保管私物が保管限度量を超えている場合には、購入が認められないことがあります。

(2) 自弁物品の購入については、所定の物品購入願箋により購入の手続をとることができます。領置金による購入と作業報奨金による購入とで願箋が違うので、間違わないように注意してください。購入受付日は、別途告知します。

眼鏡その他の補正器具等（詳しい品目は別に定める自弁・差入れ物品表を参照のこと）や書籍等のほか、下着及び日用品、文房具その他の日常生活に用いる物品については、処遇上適当と認められる場合に限り許さ

れます。

なお、作業報奨金による購入は、相当と認める場合に限り許されるので注意してください。

- (3) 差入れは、別に定める自弁・差入れ物品表に記載された品目のほかに、金銭や出所時に必要な衣類なども許可されますが、所内生活では、なるべく給貸与されるもので生活するようにし、家族等に余分な負担や迷惑を掛けないように心掛けてください。

なお、日用品の郵送差入れについては原則認めません。

- (4) 当所の規律及び秩序を害するおそれのある物、差入人が不良交遊関係者等で矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある物、差入人の氏名が不明な物、所内で使用を許されず釈放の際に必要なとも認められない物、保管に不便な物、その他領置も交付もできない物については、差入れは許可されません。

3 他者への交付及び廃棄

- (1) 保管私物及び領置物は、当所の規律及び秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると判断した場合を除き、親族等の外部の人に交付（宅下げ）することができます。宅下げを希望する場合には願箋で申し出てください。

- (2) 保管私物を廃棄する場合には、ちり紙、書き損じた便箋などの消耗品類を除き、職員に申し出てから廃棄してください。領置物の廃棄については、釈放時領置調の際に受け付けるため、原則認めません。

- 4 領置限度量を超えた領置物又は保管限度量を超えた保管私物の処理は既に述べたとおり、領置物の総量が領置限度量を超えた場合又は保管私物の総量が保管限度量を超えた場合には、超過量に相当する領置物又は保管私物を宅下げ又は廃棄しなければなりません。職員からその旨の告知を受けても宅下げも廃棄もしようとしない場合には、自弁購入を制限する

ほか、^{ちょうかりょう}超 過 量に相当する^{りょうちぶつまた}領置物又は^{ほかんしぶつ}保管私物を^{ばいきやく}売却し、^{また}又は^{はいき}廃棄することになる^{かのうせい}可能性があります。

1 いりょう
医療

診療を受けたい人は、毎週定期的に医務関係職員が巡回するので、
担当職員を通じて申し出て下さい。ただし、急病の場合には、定期の
診察日以外でも担当職員に申し出て下さい。また、歯科診療を受けたい
人は、担当職員を通じて申し出て下さい。診療を申し出る人が多いと
きは、診療の緊急度により診療の順番が前後することがあります。

なお、診療を受ける際には、症状を正直に詳しく述べて下さい。
何ともないのに苦痛があると偽ったり、わざと大げさに訴えたりしてはい
けません。また、わざと食事をしなかったり、その他の方法で病気を装っ
たりすると、正しい治療ができず、あなたたちの健康を害するばかりでなく、
他人の迷惑にもなるので決してしてはいけません。

当所から処方された薬については、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 投与された薬は、必ず指示されたとおりに服用すること。職員が保管
している薬は、職員の面前で服用し、飲み終わったら薬包紙を必ず
職員に提出すること。
- (2) 投与された薬をまとめて飲んだり、他の人とやり取りをすることは、
自他共に危険を生じることがあるので、絶対にしないこと。
- (3) 薬品などにアレルギー反応を示す人は、あらかじめ職員に申し出るこ
と。

2 きゅうよう
休養

診察の結果、傷病のため休養となったときは、この所内生活の手引の
ほか、次の休養患者の心得をよく守り、一日も早く健康を回復するよう
療養に専念して下さい。

ア 医師から指示されたことを確実に守ること。

イ 症状が急変したときは、直ちに職員に申し出ること。

ウ 薬^{くすり}は、定め^{さだ}られた時間^{じかん}に必^{かなら}ず服用^{ふくよう}すること。

エ 残^{のこ}った薬^{くすり}や喫^{きつ}食^{しょく}しなかつた食^{しょくじ}事は、勝手^{かって}に処^{しょ}分^{ぶん}しないで、必^{かなら}ず職^{しょくいん}員^もに申^でし出^でること。

オ 運動^{うんどう}、入^{にゅう}浴^{よく}を禁^{きん}止^しされてい^{ひと}る人^{かなら}は、必^{した}ずそれ^{したが}に従^{したが}うこと。

カ 安^{あん}静^{せい}時^じ間^{かん}中^{ちゅう}（結^{けつ}核^{かく}患^{かん}者^{じゃ}につい^ごては午^じ前^{ぜん}10時^じから同^{どう}11時^じ20分^{ぶん}までと午^ご後^ご零^{れい}時^じ45分^{ふん}から同^{どう}2時^じまでの2回^{かい}、一^い般^{ぱん}患^{かん}者^{じゃ}につい^ごては午^ご後^ご零^{れい}時^じ45分^{ふん}から同^{どう}2時^じまで）は、読^{どく}書^{しょ}、交^{こう}談^{だん}等^{とう}をやめ、静^{しず}かに休^{きゅう}養^{よう}すること。

キ 室内^{しつない}では静^{しず}かにし、他^た室^{しつ}の人^{ひと}や室^{しつ}外^{がい}の人^{ひと}と話^{はな}をしな^{はな}いこと。

ク 看^{かん}護^ご係^{がかり}とは看^{かん}病^{びょう}用^{よう}務^む以^い外^{がい}の交^{こう}談^{だん}をしな^{はな}いこと。

ケ 室内^{しつない}の清^{せい}潔^{けつ}整^{せい}頓^{とん}を心^{こころ}掛^かけること。

コ 原^{げん}則^{そく}病^{びょう}衣^いを着^{ちやく}用^{よう}すること。

サ 暖^{だん}房^{ぼう}器^き具^ぐや窓^{まど}枠^{わく}に物^{もの}を掛^かけな^かいこと。

シ 点^{てん}検^{けん}は、指^{してい}定^{てい}され^いた位^ち置^しで姿^し勢^{せい}を正^{ただ}して受^うけること。

3 健康診断^{けんこうしんだん}

あなたたちは、①当^{とう}所^{しょ}に入^{にゅう}所^{しょ}した後^{あと}速^{すみ}やか^{まいとし}に、②毎^{まい}年^{とし}1回^{かい}定^{てい}期^き的^{てき}に、③当^{とう}所^{しょ}における保^ほ健^{けん}衛^{えい}生^{せい}上^{じょう}必^{ひつ}要^{よう}があ^うるときに、健^{けん}康^{こう}診^{しん}断^{だん}を受^うけな^うければなり
ません。健^{けん}康^{こう}診^{しん}断^{だん}は、あな^{けん}た^{こう}た^{じょう}ち^{たい}の健^{かく}康^か状^{じょう}態^{たい}を確^{かく}認^{にん}するた^{おこ}め^なに行^{おこな}うもの
で、多^た数^{すう}の被^ひ収^{しゅう}容^{よう}者^{しゃ}を
集^{しゅう}団^{だん}で管^{かん}理^りして^かい^んる当^{とう}所^{しょ}にお^しいて、所^{しよ}内^{ない}の保^ほ健^{けん}
衛^{えい}生^{せい}を適^{てき}正^{せい}な状^{じょう}態^{たい}に保^{たも}つ上^{うえ}でも必^{ひつ}要^{よう}な^うもの^{ひつ}です。

4 指名^{しめい}医^いによる診^{しん}療^{りょう}

あなたたちの診^{しん}療^{りょう}は、原^{げん}則^{そく}と^{とう}して当^{とう}所^{しょ}の医^い師^し又^{また}は歯^{しか}科^{かい}医^い師^しあ^{とう}る^{しよ}いは当^{とう}所^{しょ}
が依^い頼^{らい}した外^{がい}部^ぶの医^い師^し又^{また}は歯^{しか}科^{かい}医^い師^しよ^{おこ}り行^{こう}わ^れま^いす。た^{ほう}だ^{れい}し、法^{さだ}令^{れい}に定^{さだ}め
ら^{よう}れた要^み件^{けん}を満^みた^ばす場^ば合^{あい}に^{けい}は、あ^{けい}な^じた^じち^しが刑^{しよ}事^{いん}施^い設^{また}の職^い員^しで^いない医^い師^し又^{また}
は歯^{しか}科^{かい}医^い師^しを指^{しめい}名^{めい}して、そ^{しん}の診^{しん}療^{りょう}を受^うけるこ^{ゆる}とが許^{ゆる}され^{ゆる}るこ^{ゆる}とがあ^{ゆる}ります。
こ^ばの場^ば合^{あい}の診^{しん}療^{りょう}に要^{よう}した費^ひ用^{よう}は全^{すべ}て自^じ己^こ負^ふ担^{たん}と^{けん}な^{こう}り^ほけん^{せい}ど
適^{てき}用^{よう}対^{たい}象^{しょう}外^{がい}であ^{そう}る^{とう}ので相^ひ当^{よう}な費^{よう}用^{よう}を要^{よう}するこ^{よう}とに^{よう}な^{よう}ります。

5 保健衛生

(1) 運動

運動は、原則として就業日には、毎日30分実施します。実施場所は、できる限り戸外とするよう配慮していますが、雨天等、様々な事情から屋内や居室内となる場合もあります。居室内で運動をする場合には、他の人の迷惑にならない程度に屈伸運動、ストレッチ体操などを行うようにしてください。

(2) 入浴

入浴は、1週間に3回実施し、入浴時間は15分間（週に2回は15分間、1回は10分間）です。入浴は、身体を清潔にするだけでなく、血行を良くし、気分を爽快にするなど、保健上も大切なことです。皮膚病や性病にかかっていることがあらかじめ分かっている人は、職員に申し出てください。また、入浴の際は、職員の指示に従い、特に次の事項を守って、規律正しい動作を心掛けてください。

ア 入浴中は、話をしないこと。

イ 浴槽には、身体をよく洗ってから入ること。

ウ 浴槽内にタオルを入れたり、浸したりしないこと。

エ 湯、水、石けんなどを無駄遣いしないこと。

オ 洗面器などの備品を乱暴に取り扱わないこと。

(3) 理髪等

ア 調髪は、おおむね1か月に1回実施します。髪型は、下記イに該当する人を除き、原型刈り（長さ0.2センチメートル程度に刈り上げるもの）か、前五分刈り（長さ1.6センチメートル程度に刈り上げるもの）のうち好きな刈り方を選ぶことができます。

イ 次のいずれかに該当する者については、申出により中髪刈り（長さ5センチメートルまで髪をのばせるもの）が許可されます。

(ア) 制限区分が第1種の者

(イ) 委員面接が終了し、仮釈放準備のため必要のある人

(ウ) 残刑期3か月以内の人

(エ) 禁錮受刑者

(オ) 拘留受刑者

(4) もみあげを長くしたり、その他上記(3)に定めた以外の刈り方は許されません。

(5) かみそりによるひげそりは、入浴日に浴場で行うことになっています。他人に迷惑が掛からないよう指示されたとおりに速やかに行ってください。

6 その他

(1) 刑務所は、集団生活の場であることから、当所では、特に環境衛生に注意を払うとともに、感染症予防のための検便や結核予防のための健康診断などを行っているので、その趣旨を理解し、進んでこれを受けるなど職員の指導に従い、協力してください。

(2) 集団生活においては、個人衛生の向上が全体を良くする基礎となるので、各人が衛生に気を遣い、次の事項を遵守して、良い習慣を身に付けていくことが大切です。

ア 洗濯の順番の日には、必ず着替えて、洗濯物を出すこと。

イ 爪は、常に短く切り、また、爪あかをためないよう清潔に手入れをしておくこと。

ウ 食事前、用便後の手洗いは、確実に行うこと。また、炊事係及び配食係の人は、特に衛生に注意して炊事や配食を行うこと。

エ たんやつばを所構わず吐かないこと。

だい 第17 めんかい 面会、しんしょ 信書のはつじゅ 発受、その他 た

1 めんかい 面会

(1) めんかい 面会できる相手 あいて

めんかい 面会は、とうしょ 当所が、つぎ 次のアからウに示した人であると めんと 認めた人と ゆる 許されます。また、こうゆうかんけい 交友関係の い じ 維持その他 めんかい 面会することを ひつよう 必要とする じじょう 事情がある人 ひと について、めんかい 面会が ゆる 許されることがあります。

ア しんぞく 親族（ないさい 内妻を含む。ふく）

しんぞく 親族とは、はいぐうしゃ 配偶者、しんとうない 6 親等内の けつぞく 血族（ふ 父、ふ 母、こ 子、まご 孫、きょうだい 兄弟、しまい 姉妹、おい 兄、めい 妹、いとこ など） およ 及び 3 親等内の いんぞく 姻族（つま 妻の 父、ふ 母、つま 妻の きょうだい 兄弟、しまい 姉妹 など） のことです。ないさい 内妻は、こ せきじょうほんさい 戸籍上 ばあい 本妻がいる 場合には めんと 認められません。また、たん 単なる ともだち 友達ではなく、ひと その人と じじつじょうこんいんかんけい 事実上婚姻関係 どうよう 同様の じじょう 事情にあったことが ひつよう 必要です。

イ じゅうだい 重大な りがい 利害に係わる つか 用務の しより 処理のため めんかい 面会する ひと ことが必要な人

あなたたちにとって、こんいんかんけい 婚姻関係の ちょうせい 調整その他の 身分上の じゅうだい 重大な り 利害に係わる つか 用務、が い かか ようむ 訴訟の すいこう 遂行その他の ほうりつじょう 法律上の じゅうだい 重大な りがい 利害に係わる ようむ また じぎょう 事業の い じ 維持その他の ぎょうむじょう 業務上の じゅうだい 重大な りがい 利害に係わる つか 用務があり、その ようむ 用務を しより 処理するためには めんかい 面会する ひと ことが ひつよう 必要と とうしょ 当所において めんと 認める人のことです。

この ようけん 要件に あ いな 当たるか 否かについて、めんかい 面会の もうしで 申出がある つ ど 都度、しよてい 所定の ようむ 用務の そんざい 存在を しょうめい 証明するもの の かくにん 確認などを すること となります。

ウ かいぜんこうせい 改善更生に し 資すると めんと 認められる人 ひと

あなたたちの こうせい 更生保護に かんけい 関係のある ひと 人、あなたたちの しゃくほうご 釈放後にあなた たちを こよう 雇用しようとする ひと 人など、その ひと 人と めんかい 面会することがあなたたちの かいぜんこうせい 改善更生に し 資すると とうしょ 当所において めんと 認める人のことです。

この ようけん 要件に あ いな 当たるか 否かは、めんかい 面会の もうしで 申出の際に さい 判断します。ただし、その 後の めんかい 面会内容や しんしょ 信書の はつじゅ 発受の じょうきよう 状況により、はんだん 判断が かわる ことも

あります。

(2) 親族等申告票及び親族外申告票

ア 入所時に親族等申告票及び親族外申告票に、親族及びあなたたちが在所中に面会に來たり信書の發受をする可能性がある知人等の氏名、年齢（生年月日）、続柄（知人等の場合は、いつどのように知り合っ
てその後どのような関係にある人か）、住所、職業などを記入してもらいますが、決して偽りの申告をしてはいけません。

なお、上記（1）の要件に当たるか否かは、面会申出の際に判断しますので、親族等申告票及び親族外申告票に記載した人が全て許可になるわけではありません。また、上記（1）のアからウに該当し原則として許可される人であっても、親族等申告票及び親族外申告票に記載がない場合には、あなたたちとの関係の確認に時間が掛かり、速やかに許可できないこともありますので、面会に來る可能性のある人について、あらかじめきちんと申告してください。

イ 面会の申出の際、親族あるいは引受人であることの確認ができない場合は、面会が許可にならないことがあるので、そのような場合を考え、あらかじめ、住民票、運転免許証などで親族関係又は面会申出者本人であることが確認できる物を携帯して來るよう親族等に連絡をとっておくことが必要です。

(3) 面会できる日時、回数及び人数、面会の場所等

ア 面会は、原則として行政機関の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）にはできません。受付時間は平日午前8時30分から午後4時（午後零時から同時30分までの時間を除く。）までです。

なお、窓口差入れ受付時間は、平日午前8時から午後零時、午後1時から同4時までです。

イ 面会は、一月につき2回まで行 うことができます。この回数は、優遇
区分によって増加することがあります。詳しくは、優遇措置のところで
説明したとおりです。

なお、面会回数は、原則、被収容者一人について、1日に1回です。

ウ 面会時間は、原則として30分間ですが、重大な利害に係わる用務
のための面会の場合又は面会来所者数が非常に多い場合などは、面会
時間を延長又は短縮する場合があります。

エ 1回に面会できる人数は3人以下です。

オ 面会は、原則として面会室で行います。

カ 面会に際しては、必要に応じて、職員が立ち会い、録音・録画を行
います。職員が立ち会わなかった場合には、面会終了後に会話内容
を職員が聴取することがあります。

なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人で
ある弁護士との面会など、一定の場合には立会いや録音・録画は原則と
して行いません。

(4) 面会時の心得

面会に当たっては、次の事項を遵守してください。

ア 面会は、定められた時間内に終わるように行 うこと。

イ 大声を出したり、相手を脅したりなどしないよう穏やかに話をする
こと。

ウ 面会のとき職員の指示に従わず、又は次のいずれかに該当する
言動があったときは、発言の制止、面会の一時停止又は面会終了の
措置をすることがある。

(ア) 許可を受けずに外国語で話したり、又は隠語を用い、若しくは身振
りなどで意思を通じるようなもの

(イ) 人を脅迫、侮辱、ひぼう・中傷するもの

- (ウ) 犯罪^{はんざい}を 唆^そし、あるいはその手段^{しゅだん}、方法^{ほうほう}に関する^{かん}ことを伝える^{つた}もの
- (エ) 所内生活^{しょないせいかつ}をわい曲^{きよく}したり、虚偽^{きょぎ}の事実^{じじつ}を伝える^{つた}もの
- (オ) 風紀^{ふうき}を害^{がい}し、あるいは行状^{ぎょうじょう}不良^{ふりょう}を誇張^{こちょう}するもの
- (カ) 所内の秩序^{しよない}びん乱^{ちつじょ}をあおり、又はそれを 唆^{また}すもの^{そそのか}
- (キ) 職員^{しよくいん}や建物^{たても}の配置^{はいち}など当所^{とうしよ}の警備^{けいび}に関する^{かん}もの
- (ク) 当所^{とうしよ}に収容^{しゅうよう}されている人^{ひと}に関する^{かん}もの
- (ケ) その他職員^{た しよくいん}が矯正^{きょうせい}処遇^{しよぐう}の適切^{てきせつ}な実施^{じっし}に支障^{ししょう}を生^{しょう}ずると認めた^{みと}もの

の

- (コ) 特定^{とくてい}の用務^{ようむ}の処理^{しより}のため必要^{ひつよう}であることを理由^{りゆう}として許^{ゆる}された面会^{めんかい}において、その用務^{ようむ}の処理^{しより}のため必要^{ひつよう}な範囲^{はんい}を明ら^{あき}かに逸脱^{いつだつ}するもの
- エ 面会^{めんかい}の立会^{たちあい}職員^{しよくいん}又は面会室^{めんかいしつ}に入^{にゅう}室^{しつ}した職員^{しよくいん}が中止^{ちゅうし}を指示^{しじ}したときは、その指示^{しじ}に従^{したが}い、直ち^{ただ}に面会室^{めんかいしつ}から出^でること。
- オ あらかじめ許可^{きょか}を受けたもの^うのほか、面会室^{めんかいしつ}には、書類^{しよるい}、メモ又はそ^{また}の他^たの物^{もの}を持ち込^もまないこと^こ。
- カ 面会^{めんかい}に用^{もち}いる言語^{げんご}は、原則^{げんそく}として日本語^{にほんご}であること。ただし、日本語^{にほんご}を理解^{りかい}できない外国人^{がいこくじん}の親族^{しんぞく}又は社会復帰^{しゃかいふっき}のために特に必要^{とく ひつよう}と認め^{みと}られる人^{ひと}のうち、当所^{とうしよ}で対^{たい}応^{おう}できる限度^{げんど}において、外国語^{がいこくご}による面会^{めんかい}を許^{ゆる}すことができるので、該^{がい}当^{とう}する場^ば合^{あい}には、言語^{げんご}の種^{しゅ}類^{るい}と相手方^{あいて}及^がび外国語^{がいこくご}を使用^{しよ}する理由^{りゆう}をあらかじめ申し出^{もう}て許可^{きょか}を受け^うておくこと。

2 信書^{しんしよ}の発受^{はつじゅ}

(1) 信書^{しんしよ}の発受^{はつじゅ}ができる相手^{あいて}

信書^{しんしよ}の発受^{はつじゅ}は、①犯罪性^{はんざいせい}のある人^{ひと}、②信書^{しんしよ}を発受^{はつじゅ}することにより、当所^{とうしよ}の規律^{きりつおよ}及び秩序^{ちつじょ}を害^{がい}し、又はあなたたちの矯正^{きょうせい}処遇^{しよぐう}の適切^{てきせつ}な実施^{じっし}に支障^{ししょう}を生^{しょう}ずるおそれがある人^{ひと}との間^{あいだ}では行^{おこな}うことができません。ただし、親族^{しんぞく}(内妻^{ないさい}を含む^{ふく})又は重^{また}大^{じゅうだい}な利害^{りがい}に係^{かか}る用務^{ようむ}の処理^{しより}のため信書^{しんしよ}を発受^{はつじゅ}するなどの場合^{ばあい}には、内容^{ないよう}に問題^{もんだい}がなければ発受^{はつじゅ}が認め^{みと}られます。

(2) 親族等申告票及び親族外申告票

めんかい せつめい
面会のところで説明したとおりです。

(3) 信書の作成要領、通数及び発受の方法

はっしん ひとつき つう おこな つうすう ゆうぐう
発信は、一月につき4通まで行 うことができます。この通数は、優遇
くぶん ぞうか くわ ゆうぐう そ ち
区分によって増加することがあります。詳しくは、優遇措置のところで
せつめい じゅしん つうすうせいげん
説明したとおりです。受信については通数制限はありません。

はっしん ひつよう おう しょくいん ないよう けんさ はっしん
発受信は、必要に応じて、職員が内容を検査します。発信については、
ひつよう きんがく ゆうけん はっしんよう ふとう じぶん は つけ うえ ふう
必要な金額の郵券を発信用の封筒に自分で貼り付けた上、封をしないで
ていしゅつ
提出してください。

とうしょ そ ち そしょう てい き ばあい だいにん
なお、当所の措置について訴訟を提起している場合における代理人であ
べん ごし しんしょ はっしん いってい ばあい しんしょ けんさ
る弁護士との信書の発受など、一定の場合における信書の検査は、そうし
しんしょ がいとう かくにん ひつよう げん ど おこな
た信書に該当することを確認するために必要な限度で行 います。また、
しんしょ けんさ じ む えんかつ じんそくか はっしん こうじょう きょしつ
信書の検査事務の円滑、迅速化のため、発信については、工場（居室）
べつ はっしんうけつけび さだ いちど うけつけび はっしん つうすう
別に発信受付日が定められています。一度の受付日に発信できる通数は、
ゆうぐうくぶんだい るいおよ だい るい ひと のぞ げんそく つうい ない
優遇区分第1類及び第2類の人を除き、原則として2通以内とします。

きゅうよう むね しょくいん もう で
もし、急用があるときは、その旨を職員に申し出てください。

しんしょ さくせい つぎ じこう じゅんしゅ
信書の作成については、次の事項を遵守してください。。

ア 便箋は、7枚以内に書くこと。それ以上書く必要があるときは、あら
きよか う びんせん けい ない ぎょう か らんがい
かじめ許可を受けること。また、便箋の1罫内に2行書いたり、欄外
うらめん か ぎょう じすう じ
や裏面に書いたりしないこと。1行の字数は、おおむね30字(ただし、
よこが ようびんせん じ い ない おお よ じ か
横書き用便箋はおおむね25字) 以内で大きく読みやすい字で書くこと。

イ 通信用紙は、原則、便箋を使用すること。

ウ 筆記具は、鉛筆又はボールペンを使用すること。

エ 封筒には通信文及び図画の記載をしないこと。

オ 信書は必ず自分で書くこと。自分で書くことができない人は、職員
だいひつ もう で けつ た ひと だいひつ たの
が代筆するので申し出ること。決して、他の人に代筆を頼んだりしない

こと。

カ 発信の住所は、「東京都府中市晴見町4丁目10番地」で郵便番号は「183-8523」とすること。

キ 書留等の特別の発信をしたいときは、願箋にその旨を明記すること。

ク 原則として名宛人以外の人に対する信書を同封するなどしないこと。

特に必要な事情がある場合には、その旨を職員に申し出ること。

(4) 発受信の内容による制限等

発受する信書の検査をした結果、次の事柄に該当する内容のため発受が不適当なものは、一部を抹消し、若しくは削除し、又は発受を不許可にすることがあります。抹消し、若しくは削除し、又は不許可としたものの（抹消したものについては抹消部分の複製）は、原則として釈放時に交付しますが、場合によっては、交付しないこともあります。

ア 文章の意味の分からないもの、暗号、外国語（外国語の使用が許される場合を除く。）を使用するもの

イ 金品、返信、面会などを強要し、他人に迷惑を掛けるおそれのあるもの

ウ 人を脅迫、侮辱、ひぼう・中傷するもの

エ 犯罪を唆し、又はその手段若しくは方法に関することを伝えるものの

オ 所内生活をわい曲したり、虚偽の事実を伝えるもの

カ 風紀を害し、又は行状不良を誇張するもの

キ 所内の秩序びん乱をあおり、又はそれを唆すもの

ク 職員や建物の配置など当所の警備に関するもの

ケ 当所に収容されている人に関するもの

コ その他矯正処遇上不適当と認められるもの

（注）信書とは意思を伝達する書面のことですが、あなたたちが作成した文書

と が かいが 図画 (絵画など) についても、しんしょ とりあつか 信書の取扱いに じゅん 準 じて じょうき 上記 2 で きさい 記載したと
おり取り 扱 います。

3 その他

(1) がいこくご 外国語による めんかいまた しんしょ はつじゅ おこな ばあい 面会又は信書の発受を行 う場合において、その内容を ないよう かくにん 確認する
ため ほんやくまた つうやく ひつよう 翻訳又は通訳が必要 なとき、あいてがた ひ しゅうようしゃ こくせき 相手方が、その被収容者の国籍の
たいしかん しんぞく こうせい ほ ご かんけい 大使館、親族、更生保護に 関係する 者等 でない ばあい 場合には、その ひよう 費用をその被
しゅうようしゃ ふたん 収容者に負担させることがあります。

(2) せいげんくぶん だいい しゅおよ だいい しゅ もの 制限区分が第 1 種及び第 2 種の者、しゃくほうまえしどう う 釈放前指導を受けている者などにつ
いては、ひつよう みと 必要と認められる ばあい 場合には、でんわ しょう ゆる 電話の使用を許すことがあります。認
められる あいてがた めんかい ばあい おな 相手方については面会の場合と同じです。

なお、でんわ しょう かか ひよう げんそく 原則として じぶん ふたん 自分で負担することになりま
す。

だい しょうばつ
第18 賞 罰

ほうしょう
1 褒 賞

- (1) 他人の模範となる次のような善業のあった場合等に、その内容に応じ
て賞金、賞品又は賞状の授与、賞詞その他所長の定めた賞遇があ
ります。

ア 人命を救助したとき

イ 天災地変等に際し、所内の用務に就き、職員に協力して功労があ
ったとき

ウ 一定期間（6か月以上）無事故であったとき

エ 一定期間（3か月以上）作業成績が優良であったとき

オ 作業に関して創意工夫を行ったとき

- (2) 褒賞を受けると、優遇区分の評価が上がることに繋がります。

ちょうばつ
2 懲 罰

- (1) 「被収容者遵守事項」に違反する行為があった場合又は規律及び秩序
を維持するため必要があると判断して職員が行った指示に従わな
かった場合には、懲罰（行政）処分を受けることがあります。

「被収容者遵守事項」は、この所内生活の手引とは別冊にして居室
に備え付けてありますので、よく読んでおいてください。

- (2) 懲罰の種類は、次のとおりであり、これらのうち、イからオまでの懲罰
については、二つ以上の懲罰が併せて科されることがあり、オ及びカの
懲罰は両者が併せて科されることがあります。また、閉居の際は、原則
として矯正処遇を中止します。

ア 戒告

イ 禁錮受刑者又は拘留受刑者の作業の10日以内の停止

ウ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

エ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

オ 作業報奨金計算額の3分の1以内の削減

カ 30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の受刑者について、特に情状が重い場合には、60日以内）の閉居

(3) 反則品の国庫帰属処分

反則行為に用いた凶器など反則行為に係る物品は、一般的に、反則行為の調査の際に廃棄の手続きをとっています。もし、あなたが廃棄に同意しない場合には、懲罰の審査と同時に国庫帰属（行政）処分の審査も行ふことになります。

(4) 懲罰を科する手続

ア 所内で反則行為が行われた疑いがある場合には、職員が調査を行います。調査に当たっては、あなたたちを他の被収容者から隔離する場合があります。調査は厳正かつ公平に行いますので、職員から調査を受ける際には、隠し事はせず、自分が承知していることを包み隠さず正直に話をしてください。ただし、あくまでも任意の調査であるため、話したくないことは話さなかったとしても、そのことをもって不利益な取扱いを受けることはありません。

なお、刑事事件として調査する場合には、あらかじめ黙秘権について告知を行います。

イ あなたたちに懲罰を科すことを検討しなければならないと判断した場合には、懲罰審査会が開かれ、口頭で弁解をする機会が与えられます。懲罰審査会の開催に先立ち、懲罰の原因となる事実の要旨及び懲罰審査会の開催予定日時等を記した書面を交付します。よく内容を読んで要領よく弁解ができるよう準備してください。

ウ あなたたちを懲罰審査会で審査する場合には、あなたたちを補佐する役割を担う「補佐人」が職員の中から選任されます。補佐人は、あなたたちのことを思い、あなたたちの立場に立って、懲罰審査会で必要な

いけん の ほさにん い みみ かたむ すなお きも
意見を述べます。補佐人の言うことによく耳を傾け、素直な気持ちで
ちょうばつしんさかい のぞ ところが
懲罰審査会に臨むよう心掛けてください。

なお、びょうき た りゆう ちょうばつしんさかい しゅつとう ばあい
なお、病気その他の理由により、懲罰審査会に出頭できない場合に
は、べんかいしょ さくせい みと しょうてい ようし こうふ べんかいのないよう
は、弁解書の作成を認めます。所定の用紙を交付するので弁解内容を
きさい じ か ばあい しょうくいん べんかい ちょうしゅ
記載してください。字が書けない場合などには、職員が弁解を聴取し、
べんかいろうくしゅしょ さくせい もう で
弁解録取書を作成するので申し出てください。

エ ちょうばつ かん けつてい ないよう こくち
懲罰に関する決定がなされると、あなたたちにその内容が告知され
ます。ちょうばつ か むね こくち ばあい とく ししょう かぎ
懲罰を科する旨の告知がなされた場合には、特に支障がない限り、
そくじつちょうばつ しっこう かいし ちょうばつ しっこうちゅう じぶん おこな
即日懲罰の執行が開始されます。懲罰の執行中は、自分が行った
はんそくこうい はんせい に ど あやま おか こんご
反則行為を反省するとともに、二度と過ちを犯すことがないよう、今後
しょうないせいかつ い
の所内生活に生かしてください。

(5) ちょうばつ けつてい ばあい はんせい ねん いちじる みと ばあい
懲罰が決定された場合でも、反省の念が著しいと認められた場合な
どは、そのちょうばつ しっこう えんき また めんじょ
懲罰の執行を延期し、又は免除されることがあります。

(6) じあん ちょうばつ ぎょうせい しょうぶん べつ じけんそうち こくそ こくはつ
事案によっては、懲罰（行政）処分とは別に事件送致、告訴、告発な
ど そち けいじしょうぶん
どの措置（刑事処分のこと）をとることがあります。

だい ふふくもうした
第19 不服申立て

しんさ しんせいとう
1 審査の申請等

しんさ しんせい たいしょう しよぶんとう
(1) 審査の申請の対象となる処分等

あなたたちに対してなされた次のアからセまでの措置に不服がある場合
合には、その措置を行った刑事施設を管轄する矯正管区の長に対して、
書面で審査の申請をすることができます。括弧内には、それぞれの措置の
根拠となる刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の条項
を記載しています。審査の申請は、原則として措置の告知があった日の
翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されるこ
ととなりますので注意が必要です。

ア 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている
金品の交付を許さない処分（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に
関する法律第49条、第50条）

イ 指名医の診療を受けることを許さない処分又は指名医の診療の
中止（同法第63条第1項、第4項）

ウ 一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の禁止又は制限（同法第6
7条）

エ 書籍等の閲覧の禁止又は制限（同法第70条第1項、第71条）

オ 書籍等の検査のため翻訳費用を負担させる処分（同法第70条第2
項）

カ 隔離（同法第76条第1項、第154条第4項）

キ 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分（同法第98条第1項）

ク 障害手当金の支給に関する処分（同法第100条第2項（第82
条第2項において準用する場合を含む。））

ケ 特別手当金の支給に関する処分（同法第100条第4項（第82条
第2項において準用する場合を含む。））

コ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限（同法第128条（第138条において準用する場合を含む。）、第129条、第130条第1項、第133条（これらの規定を第138条及び第145条において準用等する場合を含む。）

サ 釈放の際、発受禁止信書等の引渡しをしない処分（同法第132条第5項前段（第138条及び第145条において準用等する場合を含む。）。

なお、第132条第3項（第138条及び第145条において準用等する場合を含む。）の規定による引渡しに係るものに限る。）

シ 面会、信書の発受又は電話による通信の内容を確認するための通訳・翻訳費用を負担させる処分（同法第148条第1項、第2項）

ス 懲罰（同法第150条第1項）

セ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分（同法第153条）

(2) 審査の申請については、後日、あなたたちに対して矯正管区の長から裁決書の謄本が送付されます。裁決書の謄本はあなたたちが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されます。送付できない場合には、公示送達の手続（矯正管区が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき人に交付する旨を矯正管区の掲示場に掲示する手続）がとられます。

(3) 矯正管区の長の裁決に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で再審査の申請をすることができます。再審査の申請は、原則として裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法として却下されることとなりますので注意が必要です。

(4) 再審査の申請については、後日、あなたたちに対して法務大臣から裁決書の謄本が送付されます。裁決書の謄本はあなたたちが刑事施設から釈放された場合であっても、あらかじめ届け出た送付先に送付されま

す。送付できない場合には、公示送達の手続（法務省が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき人に交付する旨を法務省の掲示場に掲示する手続）がとられます。

2 事実の申告等

(1) 事実の申告の対象となる職員の行為

あなたたちに対してなされた次のアからウまでの刑事施設の職員による行為について、その刑事施設を管轄する矯正管区の長に対して、書面で事実の申告をすることができます。事実の申告は、原則としてその申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法な申告として処理されることとなりますので注意が必要です。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 事実の申告については、後日、あなたたちに対して矯正管区の長から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が交付される前にあなたたちが刑事施設から釈放された場合には、通知はなされません。

(3) 矯正管区の長からの通知の内容に不服がある場合には、法務大臣に対して、書面で事実の申告をすることができます。法務大臣に対する事実の申告は、原則として矯正管区の長から通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に行わないと不適法な申告として処理されることとなりますので注意が必要です。

(4) 法務大臣に対する事実の申告については、後日、あなたたちに対して法務大臣から通知の書面が送付されます。ただし、通知の書面が交付される前にあなたたちが刑事施設から釈放された場合には、通知はなされません。

3 法務大臣に対する苦情の申出

(1) 自分に対する刑事施設の長の措置その他自分が受けた処遇について苦情があるときは、法務大臣に対して書面で苦情の申出をすることができます。

(2) 苦情の申出については、後日、あなたが収容されている刑事施設に法務大臣から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたたちにその内容を口頭で告知します。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は告知されません。

4 監査官に対する苦情の申出

(1) 自分に対する刑事施設の長の措置その他自分が受けた処遇について苦情があるときは、監査官（法務大臣に指名されて実地監査を行う法務省の職員）に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。

(2) 口頭で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出してください。監査官による苦情の聴取には、当所の職員が立ち会うことはありません。ただし、日本語が使用できず通訳が必要な場合には、当所職員を通訳として同席させることがあります。この場合には、通訳をした職員は、申出の内容を当所の他の職員には一切口外しません。

(3) 苦情の申出については、後日、あなたが収容されている刑事施設に監査官から処理結果が通知されます。刑事施設では、あなたたちにその内容を口頭で告知します。処理結果が出る前にあなたが刑事施設から釈放された場合には、処理結果は告知されません。

5 刑事施設の長に対する苦情の申出

(1) 自分に対する刑事施設の長の措置その他自分が受けた処遇について苦情があるときは、所長に対して口頭又は書面で苦情の申出をすることができます。

(2) 口頭で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出してください。

なお、苦情の聴取は、所長以外の指名された職員が代わって行うこと

とがあります。

- (3) 書面で苦情の申出を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出してください。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出てください。その後の手続及び注意事項は次のとおりですので、よく読んで留意してください。

ア 苦情の申出の書面は、七日を超えない範囲内で期間を指定するので、指定された期間内に作成すること。

イ 作成に当たっては、所定の用紙を支給するので、それを使用すること。

ウ 作成を終えたときは苦情の申出の書面を職員に提出すること。

苦情の申出の書面以外の書面を併せて提出することは認めない。

- (4) 苦情の申出をした場合には、口頭で処理結果が告知されます。処理結果の告知は、所長以外の指名された職員が代わって行うことができますが、所長の指示に基づくものです。処理結果が出る前にあなたたちが当所から釈放された場合には、処理結果は告知されません。

6 不服申立てに関する留意事項

書面での申請等（刑事施設の長に対する苦情の申出を除く。）を希望するときは、その旨を記載した願箋を提出してください。

なお、書面を自分で書くことができないため代筆を希望するときは、併せてその旨を申し出てください。

その後の手続及び注意事項は次のとおりですので、よく読んで留意してください。

- (1) 申請等の書面は、七日を超えない範囲内で期間を指定するので、指定された期間内に作成すること。作成中の申請等の書面を保管する封筒を貸与するので、申請等の書面はその封筒に入れて保管し、出業、運動、

にゆうよくとう さい ほかんふうとう い たんどくしつ つくえ うえ
入浴等の際は、保管封筒に入れて、単独室については机の上に、
きようどうしつ しぶつだな うえ お しょくいん きよしつない けんさ
共同室については私物棚の上に置いておくこと。職員が居室内の検査な
どを行 う際に、その封筒だけは、表面から触手検査をし、申請等の書面
いがい もの はい かくにん きさいないよう ひみつ
以外の物が入っていないかどうかを確認するにとどめ、記載内容の秘密が
たも と あつか しょうち
保たれるように取り扱うので承知しておくこと。

- (2) さくせい あ しょうてい ようし こうふ しょう
作成に当たっては、所定の用紙を交付するので、それを使用すること。
さくせい お むね しょくいん もう で しょくいん めんぜん しんせい
作成を終えたときは、その旨を職員に申し出て、職員の面前で、申請
とう しょうめん しぶつ ふうとう い みずか ふう ていしゅつ しぶつ ふうとう
等の書面を私物の封筒に入れ、自ら封をして提出すること。私物の封筒
ようい ひよう みずか ふたん ばあい とうしょ
を用意するための費用を自ら負担することができない場合には、当所か
ふうとう しきゅう もう で ふうとう しんせいしょういがい
ら封筒を支給するので申し出ること。封筒には、申請書等以外のものを
ふうにゅう
封入しないこと。

どういつ ふふくもうした おこな ばあい かぎ さいだい けん しんせいしょう
なお、同一の不服申立てを行 う場合に限り、最大3件の申請書等を
どうじ はっそう
同時に発送できる。

おって、しんせいしょう はっそうてつづき さい さくせい ちゅうし さい こうふ
おって、申請書等の発送手続の際や作成を中止する際には、交付され
すべ しんせいやうしどう ていしゅつ
ている全ての申請用紙等を提出すること。

- (3) ふふくもうした けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょうぐう かん ほうりつ
(3) 不服申立ては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に
さだ けんり
定められたあなたたちの権利である。あなたたちが、ちゅうちよすること
もうした しょうくいん たい ふりえきとりあつか
なく申立てができるよう、職員には、あなたたちに対する不利益取扱い
きんし ぎ むづ てびき よ わ
の禁止が義務付けられているので、この手引を読んでも分からないときは、
しょうくいん たず しじ う
職員に尋ねてその指示を受けること。

ひょう しんせいしょう さくせいまた こうとう もうしで かくうけつけじかん
表 8 申請書等の作成又は口頭の申出の各受付時間

しんせいしょう しゅるい 申請書等の種類	へい じつ 平 日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請 さいしんさ しんせい 再審査の申請	つうじょう ねが ごと うけつけじかんおよ 通常の願い事の受付時間 やかん ご ご じ ぶん 夜間は午後8時30分まで	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間 ご ご じ ぶん あいだ (午後8時30分までの間) きょうせいしどうびとう じゅんよう ※矯正指導日等において準用
じじつ しんこく きょうせいかんくちょうおよ 事実の申告（矯正管区長及 ほうむだいじん あ び法務大臣宛て）	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願い事の受付時間	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間 ご ご じ ぶん あいだ (午後4時30分までの間) きょうせいしどうびとう じゅんよう ※矯正指導日等において準用
くじょう もうしで ほうむだいじんおよ しょ 苦情の申出（法務大臣及び所 ちょう あ 長宛て）	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願い事の受付時間	う つ 受け付けない きょうせいしどうびとう ご ご じ ※矯正指導日等は、午後4時30 ぶん あいだ 分までの間
くじょう もうしで かんさかん あ 苦情の申出（監査官宛て）	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する

ひょう しんせいしょう はっそうまた ていしゅつ うけつけじかん
表 9 申請書等の発送又は提出の受付時間

しんせいしょう しゅるい 申請書等の種類	へい じつ 平 日	ぎょうせいきかん きゅうじつ 行政機関の休日
しんさ しんせい 審査の申請 さいしんさ しんせい 再審査の申請	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願い事の受付時間 げんそく ご ご じ あいだ (原則午後3時までの間。ただ きんようび げんそく ご ご じ し金曜日は原則午後2時まで)	どうさじげん さだ じかん 動作時限に定めのない時間 げんそくしょうご あいだ (原則正午までの間) きょうせいしどうびとう どうさじげん ※矯正指導日等は、動作時限に さだ じかん げんそく ご ご じ 定めのない時間（原則午後3時ま あいだ きんようび げんそく での間。ただし金曜日は原則 ご ご じ 午後2時まで)
じじつ しんこく きょうせいかん く ちょうおよ 事実の申告（矯正管区長及 ほうむだいじん あ び法務大臣宛て）	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願い事の受付時間 ご ご じ あいだ (午後3時までの間。ただし きんようび ご ご じ 金曜日は午後2時まで)	う つ 受け付けない きょうせいしどうびとう どうさじげん ※矯正指導日等は、動作時限に さだ じかん ご ご じ 定めのない時間（午後3時までの あいだ きんようび ご ご じ 間。ただし金曜日は午後2時まで)

くじょう もうしで ほうむ だいじんおよ 苦情の申出（法務大臣及び しよちょう あ 所長宛て）	つうじょう ねが ごと うけつけじかん 通常の願ひ事の受付時間 （午後3時までの間。ただし きんようび ごご じ 金曜日は午後2時まで）	う っ 受け付けない ※ しょうせいしどうびとう どうさじげん 矯正指導日等は、動作時間に さだ めのない時間（午後3時までの あいだ きんようび ごご じ 間。ただし金曜日は午後2時まで）
くじょう もうしで かん さ かん あ 苦情の申出（監査官宛て）	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する	まいとしべつとし じ 毎年別途指示する

7 その他

- (1) ここまで説明した不服申立てのほか、裁判所に訴状を提出して救済を
もと ほうほう けんさつちょう たい こくそ こくはつ ほうほう りよう
求める方法や、検察庁に対して告訴、告発をするなどの方法も利用するこ
とができます。救済手続のため書面を発する官公庁等の住所を知りた
いときは、教示願ひの願箋により申し出てください。

(2) 篤志面接委員

あなたたちが一身上のことや様々な事柄について専門的な知識や経験
に基づく指導を受けることを希望する場合には、篤志面接委員制度を利用
することができます。篤志面接委員には、社会福祉関係、法律関係、教育
かんけい ほ ご かんけい ぶんげい かんけい せんもんか そうだんないよう
関係、保護関係、文芸関係などの専門家がいます。相談内容については、
かた ひ みつ まも あんしん そうだん
固く秘密が守られることになっているので、安心して相談ができます。

つぎ しょうてん せいど かつよう なや かいしょう
次の諸点をわきまえてこの制度を活用することにより、悩みの解消や
にんげん せいちょう やくだ こころが
人間としての成長に役立てるように心掛けてください。

とく めんせつ さい つぎ ことがら ちゅうい まも
特に面接の際は、次の事柄に注意してください。これらが守られないと
きその他篤志面接の趣旨に反したと立会職員が認めたときは、面接を
ちゅうし
中止することがあります。

ア 各自の裁判又は処遇に関する問題には触れないこと。

イ 篤志面接委員と直接物品の授受をしないこと。

ウ 外部の人との通信その他連絡の取次ぎを依頼しないこと。

エ 篤志面接委員に対し、物事を強要したり、不穏当な言葉や態度を取ら

ないこと。

だい 第20 しやかいふつき
社会復帰

にゆうしょ どうじ しやかいふつき む じゅんぴ はじ
入所と同時に社会復帰に向けての準備が始まります。

1 ひきうけにん
引受人

ひきうけにん しやくほうご せきにな も ひ う
引受人とは、釈放後、あなたたちのことを責任を持って引き受けてくれ
ひと つうじょう しんぞく しんぞく たの こんなん やと
る人のことです。通常は親族ですが、親族に頼むのが困難なときは、雇い
ぬし ちじん てきとう ひと えら
主や知人などで適当な人を選ぶことになります。

てきとう ひきうけにん ばあい こうせいほ ごしせつ ひきう いらい
適当な引受人がいない場合には、更生保護施設に引受けを依頼すること
ができます。

2 せいかつかんきょうちようせい
生活環境調整

あなたたちがひきうけにん とう せきじゅうよていち
あなたが引受人となつてほしいと申し出た人や帰住予定地につい
ては、ほ ごかんさつじょ ちょうさ てきとう はんたん
では、保護観察所において調査し、適当であるかどうかの判断をするとと
もに、しやかいふつき えんかつ ちょうせい おこな せいかつかんきょう
もに、社会復帰を円滑にするための調整を行います。これを生活環境
ちょうせい せいかつかんきょうちようせい そうとう きかん ひつよう
調整といいます。生活環境調整には相当の期間が必要となりますが、
けっか ほ ごかんさつじょ つうち こくち
その結果が保護観察所から通知されたら、告知します。

ひきうけにん ひきうけにん てきとう つうち き
また、引受人については、引受人として適当であるとの通知が来てから、
せいしき にんてい
正式に認定されることになります。

3 ひきうけにん へんこうとう
引受人の変更等

ひきうけにん きじゅうよていち へんこう ばあい たみぶんじょう へんどう ばあい
引受人や帰住予定地を変更する場合その他身分上の変動があった場合
すみ がんせん とど で
には、速やかに願箋により届け出てください。

4 しやくほう
釈放

(1) まんきしやくほう
満期釈放

けいき まんりょう しやくほう しやくほうび ちか しょくいん
刑期を満了すると釈放となります。釈放日が近くなったら、職員が
めんせつ しんぱい そうだん
面接するので、心配なことがあれば相談してください。

しやくほうご ほ ごかんさつじょ えんじょ きぼう ひと ほ ご こうふ
釈放後、保護観察所の援助を希望する人には、保護カードを交付するの
で、それをもちてほ ごかんさつじょ い そうだん
で、それを持って保護観察所に行き、相談してください。

(2) 仮釈放

ア 仮釈放を許すべきかどうかに関する審理は、関東地方更生保護委員会が行うこととされています。

イ 関東地方更生保護委員会における審理は、悔悟の情（よく反省しているかどうか）、改善更生の意欲、再び犯罪をするおそれ、保護観察に付することの相当性及び社会の感情の各観点から行われることとされています。

5 就労支援

釈放後の就労を支援するために、公共職業安定所と連携した職業相談等を行っています。就労支援を希望する人は職員に申し出てください。実施の可否については、審査の上で決定します。

6 釈放前指導

釈放前には、一定期間、釈放前の指導を行います。釈放前指導の期間には、釈放後の社会生活に必要な知識などについて説明があるので、社会復帰に備えてください。

だい 第21 こくみんねんきん 国民年金

1 こくみんねんきんせいど 国民年金制度

- (1) にほんこくない じゅうしよ ゆう さいいじょう さいみまん ひと こくみんねんきん ひ
(1) 日本国内に住 所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被
ほけんしゃ げん こうせいねんきんとう た こうてきねんきん かにゆう ばあい のぞ
保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除
き、きょうせいしせつしゅうようちゅう ほけんりょう のうふ かくしゅとどけで ぎ む
矯正施設収 容 中 であっても、保険料の納付や各種届出をする義務
があります。

ねんきん じゅきゅうしかくきかん み ばあい さいちよう
なお、年金の受 給資格期間を満たしていないなどの場合は、最 長 70
さい かん にんいかにゆう ほけんりょう おさ
歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

- こくみんねんきん ろうご ろうれいき そねんきん おも しょうがい お
(2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障 害を負ったとき
しょうがいき そねんきん いぞく せいけい ささ いぞくき そねんきん
のための障 害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があり
ます。

れいわがねん がつ こくみんねんきん じゅきゅうしゃ いってい しょとく
なお、令和元年10月から、国民年金の受 給者のうち、一定の所得の
はんい ない もの しょうてい せいきゅうてつづき おこ ねんきんせいかつしゃ
範囲内にある者については、所定の請 求手続を行なえば、年金生活者
しえんきゅうふきん じゅきゅう けいまた ほ ごしょぶん しつこうとう う
支援給付金を受 給できます(ただし、刑又は保護処分の執行等を受ける
あいだ じゅきゅう
間は受 給できません。)。

- ほけんりょう みのう ほうち しょうらい ろうれいき そねんきん
(3) 保険料を未納のまま放置すると、将 来の老齢基礎年金や、いざという
しょうがいき そねんきん いぞくき そねんきん う と ばあい
ときの障 害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があ
るので、かなら ほけんりょう おさ おさ こんなん ばあい か き
るので、必 ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記
てつづき おこな
2の手続を行 うようにしてください。

- ほけんりょう のうふきげん よくげつまつじつ ねんい ない のうふ
(4) 保険料は、納付期限(翌月末日) から2年以内であれば納付することが
できます。

- じゅうみんとうろく ひと とうしよしょうちょう しゅうようしょうめいしょ てん ぶ
(5) 住 民登録がない人については、当所所 長による収 容証 明 書を添付
じゅうみんとうろく おこな とどけで てつづき おこな
することにより、住 民登録を行わなくても、届出などの手続を行 うこ
とができます。

じゅうみんとうろく ひと とうしよ しょうざいち じゅうしよ
なお、住 民登録がない人については、当所の所在地を住 所として
じゅうみんとうろく てつづき おこな かのう
住 民登録する手続を行 うことも可能です。

2 保険料免除制度等

- (1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等、届出によって、保険料納付の免除を受けられるほか（法定免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合（申請免除）があります。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりませんが、当所所長による収容証明書等を添付して手続を行うことにより、当所への収容期間については申請免除の対象となります。ただし、その場合は、当所の所在地を管轄する年金事務所へ免除申請書を提出することになります。

- (2) 申請免除の手続には所得審査があるところ、税の申告が行われていない場合であっても所得が少ないときは、所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となっています。また、所得がない場合は、所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められますが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しません。

- (3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

- (4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意してください。

- (5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。

- (6) 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受けられ

ませんが、50歳未満の人については、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付の猶予が認められる場合があります（納付猶予）。また、納付猶予の申請手続については（1）及び（2）の申請免除の手続と同様です。

（7）申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

（8）申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われていない場合は、年金事務所から所得の申立書を提出するよう求められます。また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所から収容証明書等の提出を求められます。

（9）免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

（10）収容中に収容証明書等を添付した上で各種手続を行った人については、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の手続を行う必要があります（市区町村役場等で住民登録が行われることにより、年金事務所で管理する住所も自動的に変更が行われます）。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、収容証明書等を添付することにより、住民登録が行われておらず、当所に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

3 支給停止等の届出について

（1）20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又は保護処分の執行等により支給停止となるため、受給者は「国民年金受給権者

しきゅうていしじゅうがいとうとどけ ていしゅつ ひつよう
支給停止事由該当届」の提出が必要です。

しきゅうていし とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ しきゅう
支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給
ていし おこな あやま しきゅう がく へんかん もと
停止が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなるこ
とから、該当する場合は、必要な届出を行うようにしてください。

しゅっしょご ふたた じゅきゅう てつづき ねんきんじむしょ
なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所の
きゃくさまそうだんしつまた しちょうそん まどぐち かくにん
お客様相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

とくべつしょうがいきゅうふきん けい しつこうとう じゅきゅうしかく しょうめつ
(2) 特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅す
るため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が
ひつよう
必要です。

しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ しかく
資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格
しょうめつ おこな あやま しきゅう がく へんかん もと
消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなる
ことから、該当する場合は、必要な届出を行うようにしてください。

しゅっしょご ふたた じゅきゅう てつづき しちょうそん まどぐち
なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口
かくにん
で確認することができます。また、所定の手続を行った翌月分から
しきゅう しゅっしょご すみ てつづき おこな
支給されるため、出所後、速やかに手続を行うようにしてください。

ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきん けいまた ほ ごしょぶん しつこうとう
(3) 年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分の執行等により
じゅきゅうしかく しょうめつ じゅきゅうしゃ ねんきんせいかつしゃしえんきゅうふきんふしきゅう
受給資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給
じゅうがいとうとどけ ていしゅつ ひつよう
事由該当届」の提出が必要です。

しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ
資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って
しかくしょうめつ おこな あやま しきゅう がく へんかん もと
資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることと
なることから、該当する場合には、必要な届出を行うようにしてくだ
さい。

しゅっしょご ふたた じゅきゅう てつづき ねんきんじむしょ
なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所
きゃくさまそうだんしつ かくにん しよてい てつづき おこな
のお客様相談室で確認することができます。また、所定の手続を行
よくつきぶん しきゅう しゅっしょご すみ てつづき おこな
った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行うように
してください。

3 その他^た

年金^{ねんきん}について不明^{ふめい}な点^{てん}がある場合には、当所^{ばあい}において閲覧^{とうしよ}資料^{えつらんしりよう}を備え付^{そな}ける等^つしており、また、保険料納付^{ほけんりようのうふ}や年金見込額試算^{ねんきんみこみがくしさん}など、本人^{ほんにん}の年金記録^{ねんきんきろく}等^{とう}に基づく相談^{もと}を希望^{そうだん}する場合は、最寄^{きぼう}りの年金事務所^{ばあい}の職員^もによる指導^よ等^{ねんきん}を受けることもできるので、職員^{じむしょ}に申し出^{しよくいん}てください。

第22 自動車運転免許更新（平成13年6月20日以降に収容された者について）

- 1 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年未満に出所する場合は、出所日から1か月以内に免許申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。出所後1か月の間に運転免許失効日から起算して3年を経過する日が到来した場合には、同日以降に手続を行うと、全ての試験を再受験しなければならないので、特に留意してください。
- 2 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過し、出所後の運転免許を再取得する場合は、全ての試験を再受験しなければなりません。
- 3 収容期間中に運転免許が失効し、失効日から6か月を経過しないで出所した者については、出所後、失効日から6か月を経過しない日までは学科試験及び技能試験は免除されます。
- 4 運転免許取得後1年以内に合計3点以上の違反をした者は、再受験が必要になる場合があります、これを受験せずに1回目の更新をしなかった者は、すべての試験を再受験する必要があるので留意してください。
- 5 試験の一部を免除される場合は、いずれについても矯正施設に収容されている状態が継続していることが必要であり、手続上、収容証明書が必要となります。

第23 選挙権の行使等

1 選挙権

日本国民たる年齢満18年以上の人は、衆議院議員及び参議院議員選挙で投票することができます。また、日本国民たる年齢満18年以上の人で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する人は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙で投票することができます。ただし、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでは、投票することはできません。

2 不在者投票

(1) 市町村の選挙人名簿に登録されている人は、不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する人は、自身で、選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙等の交付を請求することができます。

(2) 次の選挙に関しては、あなたの代わりに当所が不在者投票の手続きを行います。当所が不在者投票を行う時には、放送等により告知しますので、不在者投票を希望する場合は、指定された日までに願い出てください。

なお、事務処理上の理由から、願い出た日時によっては、不在者投票ができない場合があります。

- ・ 衆議院議員選挙 (最高裁判所裁判官の国民審査を含む。)
- ・ 参議院議員選挙
- ・ 東京都知事選挙 (東京都の選挙人名簿に登録されている者に限る。)
- ・ 東京都議会議員選挙 (東京都の選挙人名簿に登録されている者に限る。)
- ・ 府中市長選挙 (府中市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)
- ・ 府中市議会議員選挙 (府中市の選挙人名簿に登録されている者に限る。)

だい
第24 むすび

いじょう しょうないせいかつ うえ ひつよう ちしき こころえじこう ひと しょうかい
以上、所内生活をする上で必要な知識や心得事項を一とおりに紹介しま
したが、まだ理解できないところや、ふめい 不明なところがある人は、勝手に判断
して行動することなく、しょうくいん そうだん 職員に相談して、まちがい 間違いなくただ 正しいしょうないせいかつ
送れるよう努力してください。

とうしょ しょうない
当所では、あなたが、みずか たちば じゅうぶん じかく も しょうない
自らの立場に十分な自覚を持ち、この「所内
生活の手引」に書かれているようなまじめ しょうないせいかつ つ かさ にち
まじめ しょうないせいかつ つ かさ
真面目な所内生活を積み重ねて、1日
も早く けんぜん しゃかいじん しゃかいふっき のぞ
健全な社会人として社会復帰していくことを望んでいます。そして、
そのために ひつよう しどう えんじょ お おこな しょうぐう きほんほうしん
必要な指導や援助は、惜しみなく行うことを処遇の基本方針
としています。

別表

男性受刑者が自弁できる物品（自弁・差入物品表）

1 衣類

区 分	品 名	対 象 者			摘 要・規 格 等	使用場所		1 回購入 できる 上限数量
		優 1 のみ	優 3 以上	ぜ 全		工場	居室	
下着	シャツ			○	ランニングシャツ・半袖シャツ・長袖シャツ（白色のみ） 冬メリヤス（単色かつ華美ではないもの）	※	※	6 枚
	パンツ			○	ブリーフ型、パンツ型又はボクサーパンツ型（華美ではないもの（補修用ゴムひもを含む。））	※	※	4 枚
	ズボン下			○	冬メリヤス（単色かつ華美ではないもの（補修用ゴムひもを含む。）） 冬物に限る。	※	※	6 枚
	ズボン下			○	冬メリヤス（単色かつ華美ではないもの（補修用ゴムひもを含む。）） 冬物に限る。	※	※	4 枚
靴下	靴下			○	単色かつ華美ではないもの。ただし、収容される際に所持していた物に限り、ワンポイント柄を認める。	※	※	4 足
寝衣	パジャマ	○					※	1 組

2 食料品及び飲料並びに嗜好品

区 分	品 名	対 象 者			摘 要・規 格 等	使用場所		1 回購入 できる 上限 数量
		優 1 のみ	優 3 以上	ぜ 全		工場	居室	
食料品及び飲料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第 1 類の受刑者に 1 月 1 回以上許すほか、外部通動作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。		別途指定	
	パン類	○		●				
	麺類	○		●				
	惣菜類	○		●				
	茶	○		●				
	コーヒー	○		●				
	紅茶	○		●				
	ココア	○		●				
	果実飲料	○		●				
	清涼飲料 その他の飲料	○		●				
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第 1 類及び第 2 類の受刑者については 1 月 2 回以上、優遇区分第 3 類の受刑者に 1 月 1 回以上許すほか、外部通動作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに限る。		別途指定	
	あめ類		○	●				
	氷物		○	●				
	果物類		○	●				
	茶		○	●				
	コーヒー		○	●				
	紅茶		○	●				
	ココア		○	●				
	果実飲料		○	●				
	清涼飲料 その他の嗜好飲料		○	●				

3 室内装飾品							
区分	品名	対象者			使用場所	1回に購入 できる 上限数量	
		優1 のみ	優3 以上	ぜん 全			
室内装飾品	生花		○	●	※	※	適量
	花瓶		○	●	※	※	1個
	写真立て		○	●	※	※	1個
	書画	○		●	※	※	1枚
	額縁	○		●	※	※	1個

4 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品							
区分	品名	対象者			使用場所	1回に購入 できる 上限数量	
		優1 のみ	優3 以上	ぜん 全			
タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、靴、その他の日用品	タオル			○	※	※	2枚
	バスタオル			○	※	※	1枚
	ナイロントオル	優2以上のみ ○			※	※	2枚
	ハンカチ			○	※	※	2枚
	石けん			○	※	※	3個
	ボディークリーム	優2以上のみ ○			※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1本
	石けん容器 (箱型)			○	※	※	2個
	シャンプー			○	※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1本
	リンス			○	※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1本
	くし			○		※	1本
	整髪料			○		※	1個
	電池式かみそり			○		※	1個
	シェービングクリーム			◎	※ 工場 浴室	※ 居室棟 浴室	1個
	歯ブラシ			○		※	1本
	歯磨き			○		※	1本
	歯ブラシケース			○		※	1本
	運動靴			○	※	※	1足
	ちり紙			○	※	※	1束
	耳かき			○		※	1個
	箸			○		※	1膳
	箸容器			○		※	1個
	置き時計			◎		※	1個
	置き鏡			◎		※	1個
	クリーム類			○		※	1個

タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、靴、その他の日用品	あせど とうふんまつ 汗止め用粉末			○		※	1 個
	パフ			○		※	1 個
	制汗剤			○	スプレー式 しえ のものを除く。	※	1 個
	けしやうすい ぬい 化粧水類			○		※	1 個
	めんぼう 綿棒			○		※	1 箱
	サンダル		○		スリッパ あく を含む。	※	2 足
	ぎふとん 座布団		○		華美又は派手ではなく、特定団体等を誇示又は表記していないもの	※	1 枚
ぶんぼうぐ 文房具その他の 余暇時間帯 における知的 および教育的活 動に用いる物 品	け 消しゴム			○	け また すなけ 消しゴム又は砂消しゴム	※	各 1 個
	いろえんぴつ 色鉛筆			○	まんびつせす もち 鉛筆削りを用いないものに限る。 あかい せうた あかい せう 青色又は赤色に限る。	※	各 1 本
	シャープペンシル			○	かんい こまどう いびい けうこうくふんけい ぬい せす 簡易な構造のもの以外は優遇区分第 1 類に限る。 替え芯《黒色に限る。》を含む。	※	1 本 替え芯 1 個
	ボールペン			○	あかい ぐろいぶを あかい せす 青色、黒色又は赤色に限る。替え芯を含む。	※	各 1 本 のしん せす 替え芯 各 1 本
	たしよく 多色ボールペン	ぬい 優 2 以上のみ ○			あかい ぐろいぶを あかい せす 青色、黒色及び赤色の 3 色のものに限る。替え芯を含む。	※	各 1 本 のしん せす 替え芯 各 1 本
	まんねん 万年筆			◎	スペアインクを含む。 留意事項 4 参照	※	1 本
	けいこう 蛍光ペン			◎	きいろ せす がくしやう 黄色に限る（学習用として雑記帳に使用することを許可された場合には多色を認 める。）。 けうけい せす 留意事項 3 参照	※	1 本
	しやけいこう 5 色蛍光ペン	けう 優 2 以上のみ ○				※	1 セット
	びつ きちやう 雑記帳			○	けいけい 表紙入りのノート	※	5 冊
	にきき 日記帳			◎	けいけい せす 留意事項 3 参照	※	1 冊
	かくしや 各種ノート (雑記帳を除く。)			◎	ごぜん せす しやう 五線譜ノート、白無地ノートなど けいけい せす 留意事項 3 参照	※	けいけい 必要数
	しき し 色紙			◎	たんぞく せす 短冊を含む けいけい せす 留意事項 3 参照	※	10 枚
	カーボン紙			◎	けいけい せす 留意事項 3 参照	※	けいけい 必要数
	けい紙その他の筆 記用紙			◎	げんこうし 原稿用紙、レポート用紙など けいけい せす 留意事項 3 参照	※	けいけい 必要数
	したじ 下敷き			○		※	1 枚
	じよう 定規			○	めいけい 目盛寸法 30 センチメートル用以下の直定規とする(金具製は除く。)	※	1 本
	筆入れ			○		※	1 個
	いた め し 板目紙			◎	けいけい せす 留意事項 5 参照	※	けいけい 必要数
	とじひも			◎		※	けいけい 必要数
	インデックス			◎		※	けいけい 必要数
	付箋			◎		※	けいけい 必要数
	ファイル			◎		※	けいけい 必要数

文房具その他の余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	電卓（電池式計算機）			◎	電池を含む。 留意事項3参照		※	1台
	そろばん			◎	留意事項3参照		※	1個
	電子辞書			◎	電池を含む。 留意事項3参照		※	1台
	CDプレイヤーその他の音声再生機			◎	学習用に限る。 イヤホン及び電池を含む。 留意事項4参照		※	1台
	CDその他の音声記録媒体			◎	学習用に限る。 留意事項4参照		※	1枚
	CD収納ケース			◎	留意事項3参照		※	必要数
	書道・ペン習字用具			◎	学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文鎮、すずり、すずり箱、条幅紙、下敷き、書道用半紙、書道用具ケース、数本、水差し、作品入れ、筆ペン、インクカートリッジ、ペン習字用フルートペン、ディスクペン、吸い取り紙及び練習用紙に限る。 留意事項4参照		※	1組
	絵画用具			◎	学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色筆、面相筆、パレット、筆洗、絵の具、色鉛筆（多色セットを含む。）、クレヨン、クレパス、紙テープ、セロテープ、画用紙、スケッチブック及びねりゴムに限る。 留意事項4参照		※	1組
	製図用具			◎	学習用に限る。 テンプレート、カラスグチ、トレーシングペーパー、製図板、分度器、各種定規、計算尺、コンパス及びディバイダーに限る。 留意事項4参照		※	1組
	紙めくり用具			◎	学習用に限る。 指サック及び紙めくり用クリームに限る。 留意事項4参照		※	1個
	各種教材			◎	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。 留意事項4参照		※	1種類
	数珠			◎			※	必要数
	ロザリオ			◎			※	必要数
	礼拝用マット			◎			※	必要数
手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であつて、受病者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	手袋			◎	軍手を含む。 留意事項7参照		※	1組
	ゴム手袋			◎	居室内における洗濯用に限る。 留意事項3参照		※	1組
	耳袋			◎	留意事項3参照	※	※	1組
	マスク			◎		※	※	1個
	耳栓			◎		※	※	1組
余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品	CDプレイヤー	○			イヤホン及び電池を含む。		※	1台
	音楽等CD	○					※	1枚
	CD収納ケース			◎	留意事項3参照		※	必要数
	その他			◎	眼鏡（医療上を除き原則として色付きレンズは認めない。）メガネ拭き、眼鏡ケース（金属製を除く。）、補聴器（乾電池含む。）、義歯安定剤、コンタクトレンズ洗浄剤（液）、その他の補正器具	※	※	必要数
その他	自己契約作業を行うのに必要な物品						※	必要数
	信書を発するに必要な封筒その他の物品			○	郵便物及び封筒については絵や図柄のないものに限る。		※	必要数
	便箋封筒セット	優2以上のみ ○			便箋1綴（30枚）及び封筒1組（10枚） 通常のものより上質なもの		※	1セット
	印紙			◎			※	必要数
	印鑑			◎			※	1個
	かつら			◎			※	1個
	指名医の診療に係る自費の医薬品等			◎			※	必要数

備考

上記物品は、原則として指定業者からの購入(又は購入差入れ)に限る(外出・外泊時等を除く)。

刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。

他の刑事施設からの移送により収容される際に、この表に定めた物品の形状又は規格と異なる自弁の物品を所持する場合において、当該物品が、移送される前に収容されていた刑事施設において使用又は採取を許されていたものであるときは、当該物品の使用又は採取を許す。

搬入物品及び搬入物品について、華美に過ぎるか、著しく高価な物品か等の判定基準は、例えば、指定搬入業者を通じて購入する自弁物品と同品種の品質規格及び価格を基準とする。

例 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す

- 印 使用又は自弁を許可するもの
- ◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの
- 印 処遇上の必要が例外的に使用を許可することを適当と認める場合に限り使用又は採取を許すもの
- ※印 使用場所を示す

注 上記表に関する留意事項

- 必要な数量の範囲内で許す。
- 第1種または第2種の制限区分に指定されている者について、自棄性や自立性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。
- 受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。
- 上記3の条件に加え、当該受刑者が当該物品を現に使用する通信教育を受けていたり、当該物品を現に使用するクラブ活動に参加していたりするなど、当該物品の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り、使用を許す。
- 訴訟書類等の整理のため必要と認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。
- 受刑者の宗教上の必要性があると認められる場合に限り、使用を許す。
- 刑事施設の所在地の気候、受刑者の身体状況、保健衛生の状況その他の事情に照らし特に必要があると認められる場合に限り、使用を許す。